

第 1 1 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 2 月 1 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 山 下 由 美 議 員
3 番 前 田 佳 重 議 員	4 番 飯 田 吉 則 議 員
5 番 八 木 雄 治 議 員	6 番 西 本 諭 議 員
7 番 中 本 隆 敏 議 員	8 番 垣 口 真 也 議 員
9 番 神 吉 正 男 議 員	1 0 番 林 克 治 議 員
1 1 番 大 畑 利 明 議 員	1 2 番 欠 番
1 3 番 欠 番	1 4 番 大 久 保 陽 一 議 員
1 5 番 今 井 和 夫 議 員	1 6 番 浅 田 雅 昭 議 員

欠 席 議 員 (早 退 1 名)

7 番 中 本 隆 敏 議 員

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 岸 元 秀 高 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 幸 長 祥 太 君

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市長 福元晶三 君
教育長 中田直人 君
総務部長 砂町隆之 君
健康福祉部長 橋本徹 君
建設部長 樽本勝弘 君
波賀市民局長 大田敦子 君
会計管理者 山本信介 君
教育委員会教育部長 大谷奈雅子 君

副市長 富田健次 君
市長公室長 水口浩也 君
市民生活部長 森本和人 君
産業部長 中村仁志 君
一宮市民局長 田路仁君
千種市民局長 石垣貴英 君
総合病院副院長兼事務部長 菅原誠 君
農業委員会事務局長 祐谷佳孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

まず、大久保陽一議員の一般質問を行います。

14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） おはようございます。14番の大久保陽一です。通告に従いまして、一般質問を行います。

去る10月30日に、私は明石市のほうにお伺いさせていただきました。明石市の子育て施策を学びに、視察と研修をさせていただきました。子育て支援センターのほうにお伺いしてきたわけなんですけれども、そこで、明石市のよく言われる五つの無償化の話を中心に、ほかの明石市の施策等々もお話をお伺いして、質疑応答も受けていただいたりする形で、また視察も含めてさせていただきました。

五つの無償化に関しては、明石市が独自という言い方だったわけなんですけれども、宍粟市と比べて、私はそんなに明石市が飛び抜けていいとかいうのは思いませんでした。ある一定程度、学校給食なんかに関しては、宍粟市のほうがいいんじゃないかというふうにも思うところもございました。

ただ細かいところが、やっぱり明石はこだわってるなというのが、それは感じました。そのこだわってる細かいところというのが、例えば30万人の明石市でどれだけの人がいるのかというのは分かんないんですけれども、例えば旧優生保護法被害者支援条例とか、犯罪被害者の支援とか、どれだけの人が困ってる人に寄り添っていくのかという、数じゃなしにそこに支援していく、こだわっていく、寄り添っていく。そこは安心を市民に与えていって、将来自分も大切にされていくんだということを痛感する流れが、全体としてあるんだなということ学びました。

これは、この大きな方向は、宍粟市の方向と僕はマッチするんじゃないかと、市長はじめ、市の幹部の皆さんが目指しているところと、明石市が目指しているところは、僕はマッチしているなというのが、率直な明石で視察研修させていただいたことに対しての私が受けた印象です。

宍粟市も誰一人置き去りにさせない、しない。全ての人と寄り添うという流れの中で進んでいると私も思っていますし、その方向で進んで、今までどおり行ってほしいと思います。

今日は大きく4点通告しておりますので、よろしくお願いたします。

1点目、障がいのある子どもの歯科治療について。

自閉症や知的障がいなどのある子どもの歯科治療、虫歯治療などに対応できる歯科医院が宍粟市内には現在ありません。今後、宍粟総合病院、新病院ができて市内の歯科医院との連携強化により、治療の方向性が見いだせることを期待するのですが、これは本当に多くの市民の、多くというか、そこで苦勞されてる方が本当に期待しています。市の見解をお伺いたします。

二つ目、障がいのある人もない人も安心して利用できるお店や施設について。

宍粟市手話施策推進方針アクションプランをさらに前進させ、障がいのある人とない人の幅広いコミュニケーションを促進するコミュニケーションボード、筆談ボード、点字メニューなどを設置されるお店や施設へ、市としての支援を検討してはどうでしょうか。市の見解をお伺いします。

三つ目です。障がい者スポーツの振興について。

先月11月11日もスポニックのほうで、パラスポーツフェスが開催されたわけなんですけれども、障がい者スポーツができる施設や、機材、器具、さらには指導者など、障がい者スポーツ振興における宍粟市の現状について、お伺いたします。

四つ目です。こども家庭センターの設置について。

令和4年6月に成立しました改正児童福祉法により、努力義務化されましたこども家庭センターの設置について、その中の一つ、宍粟市のこども家庭センターは令和6年4月からスタートと考えてよいのか伺う。これ先日の委員会でもう出てたようなんですけれども、通告のほうが先だったので、そのまま載せてます。

二つ目が、こども家庭センターは、どのような組織体制を考えられているのかということをお伺いします。

三つ目、こども家庭センター設置によって、具体的にどのようなメリットが利用者にあると考えられるのか、お伺いたします。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 大久保陽一議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ今日も1日よろしくお

願ひ申し上げます。

さて、大久保議員の御質問にお答えさせていただきます。私のほうから、こども家庭センターの設置についての答弁とさせていただきます。ほかのことについては、担当部長等から、より具体的に答弁させたいと思います。

冒頭お話があったとおり、明石の子育て支援センター等を視察していただき、研修大変御苦労さまでございました。明石の子育て施策、特に特徴ある五つ、十分私も承知しておりますが、我が町もそこまではいってない部分もあるわけでありませんが、同じような方向を向いて、市政も運営しておるということであります。

同時におっしゃったように、市民の皆さんにとって安心で、子育て環境も含めて、まさに誰一人というSDGsの理念も含めて、さらに我々もしっかり他市町の状況を捉まえながら、我が町の歴史や文化や風土、そういったこともらみ合わせなら、可能な限りその目標に向かって進んでいきたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしく願ひ申し上げます。

さて、1点目の令和6年4月1日にスタートするのかと、こういうことではありますが、御承知のとおり、令和4年6月に成立いたしました児童福祉法等の一部を改正する法律が、一部を除いて令和6年4月1日から施行をされることとなっております。宍粟市におきましても、令和6年4月1日に設置をし、スタートさせていきたいと考えております。

なお、名称につきましては、兵庫県こども家庭センターとの混同を防ぐために、仮称ではありますが、宍粟市こども家庭総合支援センターを予定して、現在調整を進めているところであります。

2点目の組織の体制についてであります。このセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように、児童福祉法に基づき設置をしているこども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づき設置をしております、子育て世代包括支援センターの意義や機能は維持した上で組織を見直し、センター長、統括支援員を配置して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置を考えております。

3点目の具体的なメリットであります。児童福祉法の改正の趣旨といたしましては、近年、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うことがうたわれております。

宍粟市におきましても、このことを踏まえながら各種子育て支援サービスの総合

的な利用調整のほか、児童虐待への対応や特定妊婦への支援など、様々なケースに専門的かつ迅速に対応することができる、こういうところが第一のメリットであると、このように考えております。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、障がい者スポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

障がい者スポーツの推進につきましては、昨年度に策定しました宍粟市スポーツ推進計画の中で、基本政策の中に掲げております。

具体的な取組といたしましては、1点目としまして、障がいのある人が市内の公設スポーツ施設を利用する場合には、利用料を減免し無料とすることで、スポーツに参加できる機会の創出に努めています。

2点目としまして、市内のスポーツ施設では、バリアフリー化による段差の解消や、障がい者用トイレの設置など、施設環境を整備することで、障がいのある人が気軽にスポーツに触れ、楽しむことができるように努めています。

3点目としまして、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が楽しめる新しい競技としまして、現在は特にボッチャやモルックといった新しいパラスポーツの普及啓発に努めており、競技に必要な資機材の貸出しのほか、スポーツ推進員を対象に研修会を開催するなど、指導者の育成にも努めています。

今後も当市におきましては、宍粟市スポーツ推進計画に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、全ての市民がスポーツに触れ、楽しむことができるように取組を推進することとしております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私のほうからは、障がいのある子どもの歯科治療についての御質問にお答えさせていただきます。

障がいのある子どもの歯科診療につきましては、保護者から相談を受けた場合、お近くの開業診療所、または兵庫県と兵庫県歯科医師会から紹介をされている歯科診療施設に問合せをいただくよう御案内をしております。

障がいのある子どもの歯科診療では、本人の心身の状態や、口腔内の状態を判断し、トレーニングなどの前準備が必要な場合がありますので、開業診療所では治療が困難な場合もあります。また、兵庫県歯科医師会で紹介されている歯科診療所で

は、開業診療所で歯の治療が受けにくい方を対象に、歯科治療や指導を行っておりますが、遠方であることや、また市外の患者の受入れを行っていない場合もありますので、保護者の方には事前に御相談をいただき、治療内容を理解いただいてから受診をいただくようお願いをしております。

現状におきましては、宍粟総合病院と市内歯科医院との連携だけでは、歯科治療は困難でありますので、診療体制の整っている兵庫県、また兵庫県歯科医師会による歯科診療施設御案内の仕組み等の活用によりまして、一般の歯科診療所で歯の治療が受けにくい方が、歯科受診ができる窓口を御案内させていただきたいと考えております。

続きまして、障がいのある人もない人も安心して利用できる、お店や施設についての御質問にお答えします。

聴覚障がいがある方につきまして、コロナ禍においては、マスクで口元が見えない、またオンライン会議が普及したものの、字幕がないなどの課題が新たに生じました。また、視覚障がいがある方は、最近レジの様子が変わって困っている、声かけが減ったなどの課題が出ており、市におきましても、それらの改善を図り、コミュニケーションを支援するための環境整備を、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として、あらゆる場面での利便性の向上に努めていく必要があると考えております。

また、障害者差別解消法につきましては、改正法が令和6年4月に施行され、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることになっております。改正法の周知啓発と併せまして、御提案にありましたお店や施設へのコミュニケーションボード等の設置につきまして、市が行っております合理的配慮の取組も紹介しつつ、事業所へ理解を求めながら、着実に進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 先ほどの答弁の中で、こども家庭センターの設置については、ちょっと私が出してる順番とは若干ずれるんですけど、こども家庭センターの設置についてから再質問を行います。

まず、宍粟市のこども家庭センター具体的には、北庁舎なんだろうと思うんですけども、具体的な場所として、もう確定してる部分があれば答弁願いたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど御答弁申し上げた組織体制の中で、現在では北庁舎に検討を加えておりまして、今その調整をしておるところであります。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） それで、こども家庭センターの今お話もあったわけなんですけれども、先ほどの市長の答弁の中にもございました特定妊婦への支援、なかなか特定妊婦、これは例えば、DVなんかで妊娠してる女性の方がDVを受けたときの方への、妊娠中の方への支援とか、あと予期せぬ妊娠ですね。予期せぬ妊娠の方への支援をしていくというところの、具体的にどのようなことという、私からの質問に対して、特定妊婦そこへの支援ということも入ってるという、そこを迅速に行っていけるということが、メリットとして挙げられるということの説明だったと思うんですけれども、冒頭で私が言いましたように、その人数の多い少ないじゃないし、本当にきめ細かく困っている人のところに手がいく、その流れがこのこども家庭センターの流れの中にあるのであれば、本当にすごいいいメリットだなというふうに思うわけなんですけれども、宍粟市として、この特定妊婦の方が現状どの程度宍粟市内にいらっしゃるという把握が、漠然としてでもあるのかどうかというところをお尋ねします。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 初めに、市長のほうから答弁がありました。こども家庭センターにつきまして、少し説明をさせていただきます。

この改正児童福祉法では、現在の子ども家庭総合支援拠点、これ児童福祉法に基づく設置であります。そして、子育て世代包括支援センター、これ母子保健法に基づく設置であります。この機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機能として、そしてこのたび、各市町村にこども家庭センターの設置を努めるということになっております。

現在宍粟市では、平成29年となりますが、宍粟市の子育て世代包括支援センターを北庁舎に開設しております。そして平成30年に宍粟市こども家庭総合支援センターを設置しております。これはどちらも法の違いを根拠とし、それぞれの目的で設置しております。

その中で、こども家庭センターを設置するわけなんですけれども、現在もその特定妊婦等の支援につきまして、子育て世代包括支援センターにおいて、支援のほうを必要に応じて、また側面支援等をしてしておりますが、ちょっと今手元のほうに人数等のことの御質問がありました。ちょっと手元のほうに資料がなくお答えはでき

ませんが、そのようなケースがあった場合についても、センターとして対応しておると、このように申し上げます。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 私が部長にお尋ねしたかったのは、人数の多い少ないじゃなしに、本当に1人でもいれば、ぜひそこに手が伸びていく、そういう宍粟市であってほしいなど。つらく苦しんでる人が1人でもいたら、そこに手を差し伸べていく。そういうふうに進んでいってほしいと。

ぜひ、この改正児童福祉法が義務化され、改正児童福祉法によって義務化された、努力義務化されたこども家庭センターの設置が、より一層そういう方向で動いていってほしいという願いを込めての質問なんで、人数的なところは、また今後あれはぜひ健康福祉部のほうで、漏れがないように進めていっていただきたいと。

児童虐待の話もあったわけなんですけど、児童虐待については以前この本会議の場で質問させていただいたときに、数字等も示されていたように記憶していますので、またぜひそちらのほうも、支援が具体的に細かく進んでいくように、ひとつお願いします。

続いてなんですけど、この件に関して、こども家庭センターが教育分野のほうにも影響が出るのかどうか、影響があるのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） こども家庭センター設置での教育の影響という、影響という意味が十分把握できませんが、当然先ほど橋本部長が答弁された二つの機能のうち、子ども家庭総合支援拠点として、これまで担ってきた児童虐待に関する学校教育、教育委員会のこのこれまで同様の一層の連携が求められるわけなんですけども、特に包括的な支援のための体制強化ということですので、以前より学校の、例えば児童虐待のことで申し上げますと、学校には大きく二つの役割があります。それを一層充実させることが大事なんですけど、一つは、早期発見という側面ですよね。もう一つは通告義務という、この二つがあります。一つ目は努力義務、二つ目は通告はこれはもう義務ですけども、学校というところは国の言葉を借りると、児童虐待に対するアドバンテージ、つまり利点があろうと、より一層子どもたちのそういったいろんな兆候を把握する立場にある。

ただ一方で、学校現場というところは御承知のように、若干これ事実として児童虐待をどうしよう、通告するということについて、やはり多少なりともためらいが

ある。

どうということかという、疑わしきは通告するんですけども、その後の保護者との関係性はどうかと、果たして本当に事実だろうかというように、なかなか慎重になるわけですが、そういったことはこの防止法上の趣旨から異なるわけで、一層この法の趣旨を生かしながら、通告はやはり守秘義務違反に当たらないこと。それから通告者というものは一切、保護者にも知らせないんだという、この考え方を一層これまでも周知しておりますが、周知することによって、こども家庭センターの趣旨を生かしながら、包括的な一体的な支援に努めている。そういった意味では教育にも大きく関与してくることだと認識しております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） ありがとうございます。

次になんですけれども、障がいのある子どもの歯科治療についての部分です。

先ほどの答弁の中で、現在の宍粟の総合病院と市内歯科医院だけでは、非常にちょっと難しいと、これに対しての対応が難しいと。そして兵庫県等の協力を受けて進めていきたい、確保していきたいというお話、答弁だったというふうに思うわけなんですけれども、実際このお話を聞くと、本当に自閉症のある子どものお父さん、お母さんが、見ていただける、治療していただける、虫歯を治療していただける歯医者さんにたどり着くまでに、本当に大変な時間と労力を要して、ようやく市外の歯医者さんにたどり着いて、そこで虫歯治療でも全身麻酔だったというお話をされてました。

本当の大変だったんだというお話をもう聞いてますので、ぜひそういうお父さん、お母さん、また障がいのある子どもたちも含めて、ぜひそこにより寄り添っていきける、迅速にアドバイスができる、健康福祉部が窓口であってほしいと思うわけなんですけれども、こういう障害福祉課のほうに、実際こういう相談があったのかどうか。あればちょっと示していただきたいし、あるのかどうかということも含めて、先ほどのところも含めて、答弁をいただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 御質問の件であります。

先ほど答弁させていただきました兵庫県と兵庫県歯科医師会におきましては、議員がおっしゃられるように、配慮を要する患者、または児童の歯科の診療につきまして、全ての歯科診療施設では、そのまま歯科診療が困難な場合があります。

また逆に、なじみだからこそ行ける場合もあります。それぞれの歯科の診療施設によって、またその子のその人の特性によって行ける場合と、行けない場合があるんですけども、その御不安等をお抱えの方がいらっしゃる場合は、健康福祉部の障害福祉課のほうに、まずお問い合わせをいただいたら結構かと思えます。

そして宍粟市におきましても、事実お問合せをいただいております、一月に1件あるかないかでございますけれども、いただいております。その上で障害福祉課のほうではお答えをさせていただくのにとりまして、障がい児の相談歯科医療機関というのが、宍粟市内に1歯科医療機関として公開されております。

その歯科医療機関に御相談くださいということで、そこに御相談をいただきまして、その相談を受けた歯科医療機関が子どもさんの状況等を聞いて、それではどうかとか、また宍粟市以外の歯科医療機関に御紹介をいただいて、そこでお手数をおかけしますが、その歯科の診療施設を訪問し治療をいただいております。

市内の歯科診療施設でも、治療はしていただくことも実際ありますけれども、それぞれ特性が違う、年齢も違う、また感じ方がそれぞれ違いますので、まずは御相談をいただいて、宍粟市のほうでは、要配慮者の相談歯科医療機関としてリストに上がっている歯科診療施設、市内に1か所ありますので、そこで御相談をさせていただいて、診療していただいております。

その診療施設で1か月に1回あるかないかということを知っておりまして、そして市外の診療施設を紹介させていただいておりますので、その旨また御相談の方が議員のほうにもいらっしゃったら、健康福祉部の障害福祉課にまずは御連絡をいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） ぜひ、今部長おっしゃられたように、そういう相談があったときに、先ほども言いましたけど、本当に苦労して苦労してたどり着いたというお話だったので、ぜひ月に1人といったら、結構というか、意外に多いんだなというのが感想だったんですけども、ぜひそこに本当に寄り添ったアドバイスができて、子どもさんもそうですし、お父さん、お母さんもぜひ安心できるように、市のほうで紹介、また連絡等をしていただければ、ありがたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、障がいのある人もない人も、安心して利用できるお店や施設についてなん

ですけれども、合理的配慮の提供義務ということで、ネットの中の記事なんですけれども、2021年5月に成立した改正障害者差別解消法の施行日を2024年4月1日、令和6年の4月より、先ほどの説明にあったとおりなんですけれども、今年の3月14日に閣議決定され、これによって民間企業の障がい者雇用はもとより、飲食店や小売店などでも、障がいのある方に対する合理的配慮の提供が義務化されます。

ちょうど宍粟市が進めて、宍粟市の障害福祉課のところにも、コミュニケーションの関係の物があると思うんですけれども、それをぜひほかの施設、また飲食店なんかでも、そこに行ったら手話メニューがあるとか、そういう形が出来上がってきたら、ちょうど宍粟市って全ての人に優しい町、全ての人のためにちゃんと行き届いている町だというふうになってくると思うんですよ。やっぱりみんな安心して暮らせる形が取れていくと思います。

先ほど答弁の中にもあったかと思うんですけれども、今現在も宍粟市のほうでも進めていると、ここの商工会とかと一緒にやってだと思っただけなんですけれども、飲食店や小売店などでの合理的配慮の義務化された、これがより一層進むように、今現在としてどういうことを市がされているのか。具体的に話せる部分があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今、具体的にということをおっしゃっていただきましたので、議員おっしゃいましたように、宍粟市の商工会と事務レベルであります。この法律に基づくコミュニケーション、また意思疎通のことについて、協議といたしますか、打合せ等を始めております。

あと、そのコミュニケーションボードということで、それぞれ今市の窓口にはボードを設置できる物を置いております。あと、障害福祉課のほうになりますけれども、今のDX、情報化の進展に伴いまして、スマートフォンを用いて言葉を文字化できる物が、無料アプリとしてありますので、その活用をしております。誰でもスマートフォンにダウンロードできますので、これは聴覚に障がいがあるなしにかかわらず、自分のしゃべったことがすぐに文字化ができますので、テレビで見える文字テレビといたしますか、画面のほうで出ているように、しゃべった言葉が文字に出るといふ、そういう仕組みがありますので、そういうのも活用しております。

あと、宍粟消防署がありますけれども、手話教室を受けていただきまして、その後コミュニケーションボードの設置ということで、現在消防署の署長の御意見もいただきまして、消防署のほうでコミュニケーションボードを救急車の車両の中に全

て配置をしていただきました。それを活用することについて、職員の意識の向上であったり、あと利用者の方も困難な中で救急車に乗られますので、自分の意思が消防署員に確実に伝える方法として、その道具として積んでいただいております。

あと市のほうの積極的なアプローチではなかったんですけれども、市内のコンビニエンスストアの店頭窓口には、コミュニケーションボードではありませんけれども、カウンターのところに要りますか、要りませんかとか、レジ袋が要るか要らないか、イエス・ノーみたいな形で指指しのできるような物を、既に設置していただいております。

そういう形で、それぞれの機関で進めていただいておりますけれども、市としても、組織的な全体的な取組が必要かと考えておりますので、今のところは各イベントにおける御紹介であったり、あと商工会を中心とした組織での取組、市で現在取り組んでおりますことを、そのまま導入していただくのがよいか、それぞれのお店の、また事業所の環境もありますので、そこも調整しながら進めていきたい、取り組む予定としております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 今、具体的な部長のお話の中にありました、救急車の中にもそういうコミュニケーションボードがあるということも知りませんでしたし、コンビニですと指指しで、要る、要らない、ちゃんとそういうことが示されるということも知りませんでした。

今のお話聞いて、やっぱり宍粟市はちゃんと進んでいってるんだなということを思いますし、このことが本当に障がいのある方にとっても、心強い宍粟市の方向性が明確に出てるんじゃないかと思います。ぜひ、そういう雰囲気、そういう町であることが安心して暮らせる、ここで暮らしていきたい、やっぱり宍粟市で生きていきたい、みんなで生きていきたい、誰も置き去りにしない。そういう町なんだということが、より一層、出てくるんじゃないかと、そういうものを醸し出してくる宍粟市なんだろうと思いますので、また健康福祉部のほうで、橋本部長を中心になるかと思うんですけど、ひとつこれがより一層進んでいくように、また商工会等と調整されて、この改正障害者差別解消法が、来年の4月1日からとあるわけなんですけれども、より一層進んで進んでいけますように、よろしく願いいたします。

続いて、障がい者スポーツの振興についてなんですけれども、この11月11日に一

宮のスポニックで開催されましたパラスポーツフェス、ここにもちょうど私も参加させていただいています。そこに障害福祉課の課長さん、そして橋本部長さんのほうも来ていただいていたらしいです。

私は参加させていただいて、ボッチャに参加させていただいて、それとブラインドラグビーを、これは体験なんですけれども、体験させていただきました。非常に、やはりボッチャのルールも分かってくると、これは自分の偏見だったなど、障がい者の方がされるスポーツだと思ってたんですけど、実際させていただくと、いやそうじゃない一緒に楽しめるスポーツなんだと、本当にそれを自分が体験することによって、学ばせていただきました。

先ほど、森本部長のお話にもあったんですけども、機材の貸出し、また研修ですか、指導者の研修等々が行われてるというお話だったわけなんですけれども、スポーツ推進室のほうで、宍粟市のスポーツ推進計画にのっとって進められてるというお話だったと思うんですけども、実際この11月の11日のその会場で、その指導者として来られてた方が、大学生だとか、ほとんど市外の方が宍粟市のパラスポーツフェスの指導者として、また審判として入られてたと。

ちょっとそこが、実際その会場に参加してた私としたら、少しそこにずれがあるように感じるわけなんですけれども、健康福祉部の部長さんや、障害福祉課の課長さんが来られていたことと、今の市民生活部の森本部長の答弁と、市の中の情報の共有というんですかね、それが今聞きながら、少しそこにどうなんかなという部分があったわけなんですけれども、そこに対しての答弁いただけますか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 11月ですね、森のパラスポーツフェスタということで、第3回のスポーツのイベントでありました。この件につきましては、宍粟市の議会だよりの令和5年2月の第70号にも御紹介をされており、ボランティアで取り組んでる方は、どういう気持ちでやってるんだということも御紹介があり、ほかの新聞とかマスコミ資料でも紹介がありまして、その取組であったり、パラスポーツの広がりというのが、市民レベルでも広がっているなど感じております。

11月のイベントのときにおきましては、議員がおっしゃいますように、指導者であったり、審判役の方ですね、その方はボランティアの方の縁故、知り合いの中で来ていただいております。ただプレーヤーの参加者につきましては、市民のグループも参加して、市内、市外からの楽しみをされる方々が来ていただいております。

市民生活部におきまして、そのスポーツの普及という点で、スポーツ推進委員を

中心とした指導者であったり、あとスポーツ推進員がボッチャを取り組むことで、健常者もまずそのスポーツの楽しみを、ルールを知るということで取り組んで、スポーツ推進、市民生活部のほうでも取り組んでおりますので、この輪がじわじわと広がってくることは想定しております。

かつて生涯スポーツであったり、生涯学習スポーツというのが、約20年ほど前で、そのときは郡、町の時代でありましたけれども、スポーツというと競技スポーツが中心の中で、生涯スポーツの輪の広がりが文科省であり、各そのときは町で進めており、それはやはりスポーツ推進員を中心とした中で、生涯学習の中であったり、自治会まちづくりの中であったり、一緒になって取り組んできた歴史を各町が踏み、現在宍粟市としてあります。

ボッチャという、パラスポーツ数としての中の一競技でありますけれども、スポーツの楽しみであったり、競技の面白さというのは変わらないものがありますので、まずはそこのスポーツの広がりという中で、理解者、またルールの広がり、ルールを知ることと一緒にできる。ボッチャという競技は、屋内でプレーすることが多い種目かと思っておりますので、そういうことも含めた中で、自治会まちづくりであったり、生涯学習スポーツであったり、当然パラスポーツとしての広がりが、今後期待されるものと思っておりますので、それは両部におきまして、また推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 先ほども言いました11月11日に、その森のパラスポーツフェスに参加させてもらって、やっぱり一緒にプレーさせていただいたボッチャなんですけど、ルールも教えていただいたりしながら、なかなか楽しいなど、面白いなどという、本当そういうのも先ほど言いましたけれども、学ばせていただきました。宍粟市の中で、より一層このパラスポーツの楽しみが広がっていく、広めていく、みんなで共有していく。そういう流れができたらいいなと思うわけなんですよ。

それで、ぜひ一つ提案なんですけれども、今回は第3回だったと思うんですけれども、多分これ続いていきます。それを今されてる方も一生懸命広めるための努力を非常にされてて、また宍粟市内のお隣の安富町もそうなんですけれども、宍粟市内の企業の方も、ハリマ農協さんなんかも特にですけれども、支援して本当にこの広まりを持てるように、今努力されておられます。

健康福祉部の橋本部長さんをはじめ、来られてそこで協力していただいているわけな

んですけど、これを一層広める意味で、宍粟市に定着させる意味で、来年のプラス
スポーツフェスに、来賓という形じゃなしに、参加者としてぜひ私は福元市長、副市
長、そして教育長が参加していただいたら、もっと宍粟市に定着して盛り上がって
いくんじゃないかと思うわけなんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ありがとうございます。昨年宍粟市のスポーツの推進計画で、
誰もがこのスポーツを通じて市民が楽しめたり、お互いを思い合ったりという、こ
ういう理念を描いていただきました。この森のパラフェスは第3回目ではありますが、
たしか私は第1回に行ったと思うんですが、おっしゃるように第4回、民間の団体
でやっていただいておりますので、参加する方向で検討していきたいと。

ただ、そのことも含めて、市民の皆さんにも大いにまた呼びかけていきたいと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 主催されてる方にも、今の福元市長の答弁を伝えておき
ますので、ぜひ来年は福元市長、富田副市長、中田教育長は率先して参加していただ
きますように、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） これで14番、大久保陽一議員の一般質問を終わります。

続いて、垣口真也議員の一般質問を行います。

8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） おはようございます。8番、垣口です。議長の許可を得まし
たので、通告に基づき質問をさせていただきます。

今回は大きく2点についてお伺いしたいと思います。

先立ちまして、まず冒頭に、恒例のもみじ祭りも今年は期間中が見頃となり、秋
晴れの中多くの観光客や期間中のライトアップをはじめ、様々なイベントが相まっ
て非常に盛り上がっておりました。また、最終日には国際的なステージや、宍粟 d
e 朝市も組み込まれ、多くの人でにぎわい、活況の中に締めくくれたのではないかと
感じております。このような行事を継続することで、1人でも多くのリピーター
が増え、宍粟へまた訪れてみたいと思ってもらえることを願ってやみません。

この場をお借りし、もみじ祭り実行委員会はじめ、観光協会など関係各位の御尽
力に御礼を申し上げたいと思います。

さて、それでは最初の質問に入らせてもらいます。

一つ目として、グローバル志向のできる人材育成について質問させていただきます。

グローバル志向とは何ぞやと、国境を越えて地球規模で物事を考えることであり、端的に申しますと、世界的な観点や視野で物事を考えていくこと。地球上の全ての人の役に立つ、地球上の全ての人を喜ばせることを考えながら、文化や言語の壁を越えて仕事をしたり行動したりすることです。近隣には、独断的な政治を行う国家が存在している中、現状の平和にどっぷり浸かっている日本人ではありませんが、こういう時代だからこそ、グローバルの思考のできる人材の育成が必要だと感じております。

つい数日前、大リーグの大谷選手の移籍金が破格であったと話題になっておりました。彼こそまさにグローバルに活躍する日本人の1人ではないかと思いますが、そんな日本人が1人でも多く、才能を開花しつつ、増えていくことを願いながら、今回は、宍粟市が人材育成に力を入れていくことで、魅力的なまちづくりの礎を、そして活性化につなげていけないかを、考えていきたいと思っております。

9月には、波賀日豪親善交流会と波賀小学校PTAが中心となり、日豪親善の交流会が開催され、10月には宍粟市国際交流協会主催の第19回宍粟国際ふれあいまつりなど、コロナの5類移行後、地域独自の取組や、行政を主体とした年間を通じての交流イベントが催され、また教育面からは、ALT、外国人指導助手による英語授業を通じ接する機会も多く、宍粟市としても海外や外国人との交流は様々行われております。

そのような中、異文化に触れるという経験は、将来に向けてグローバルな人材を育成していく上で、この上ない機会であり、宍粟の子どもたちにとっても、視野が広がることは、自身の可能性の幅を広げることにつながっていくものと感じております。このような観点から伺ってまいります。

1番目、宍粟市にも実際多くの外国人の方が住んでおられます。これまで実施された各種イベントを通じ、市は国際交流をどう捉え、どういうビジョンを描いているのか。また、異文化を通じ、人材を育成していくという視点から考えはあるのかをお伺いいたします。

2番目、海外留学研修、能力研修に対する支援事業に取り組んでおられますが、その中で留学補助費の設定についてお伺いしてまいります。宍粟市でも、海外研修支援事業に取り組んでおられることは評価したいと思いますが、対象期間が上限1年であり、現在の補助費では往復の渡航費にしかならないのではないかと感じてお

ります。

また、それがどこまで研修費としてどの程度カバーできているのかなど、疑問に思う部分もあります。高額、少額抜きにしても、大きな助けとなっているのは事実ではありますが、まず期間と補助費の設定についてお伺いしたい。

3番目、姉妹都市スクイム市の動画を拝見しましたが、寒暖の少ない穏やかな気候で、多種多様なレクリエーションを満喫することができる、自然豊かな田園都市に見受けられました。お互いに自然という資源を生かした交流をもっと重ねていくべきではないかなと考える次第ではありますが、まずはコロナ感染症の広がりとともに、事業が中断している姉妹都市スクイム市との交流に関し、今後の展開や方向性についてお伺いしたいと思います。

次に、二つ目の大きな質問として、交通安全施設の整備や管理についてを伺っていきます。

見通しの悪い交差点や、交通事故の発生が懸念されるカーブ区間に設置しているカーブミラーであります。表面が汚れたまま曇ったままの物も多く、視認確保に支障が生じそうな箇所も多く見受けられます。そのような現状を踏まえ、市が道路管理者である市道の安全確保、事故抑止の視点からも、交通安全施設の整備や管理についてを伺っていきたいと思います。

交通標識や横断歩道などは、警察署の管轄ではありますが、ガードレールやカーブミラーなどの施設設置に関しては、国道は道路管理者である国交省であり、県道は県土木であり、市道の道路管理者は市であります。この9月に参加している会の奉仕作業で、旧町内の一部ではありますが、カーブミラーの水拭き清掃を実施いたしました。その際、安全確認のため、また事故抑止になるべき物が、その効果に疑問を感じざるを得ない状態になってる物を多数見かけました。ふだん利用しない道も多くあり、今まで気づくこともなかったのではあります。現状を危惧する1人として、今回質問させていただきます。

1番目として、交通安全施設の状態チェックに関し、市の考え方を伺いたします。カーブミラーの状態チェックは誰が行うものなのか。その点に関する明確な規定はあるのか。お聞きしたいと思います。

国道・県道・市道問わず、市内には数多く設置されておりますが、身近な道路である町中の市道では、そのチェック体制は、自治会や地域住民に丸投げになっているのではないかと感じてしまいます。市は設置するだけでなく、施設に対する管理や点検等にどう関わっているのか、またどうしていくのかをお伺いいたします。

2番目、もちろん一番大切なことは自分の目で目視することが、安全確認の大前提ではありますが、カーブミラーなどは、あくまで補助的なアイテムであるとしても、その補助が補助の責務を果たさない物が多数あるのが現状です。経年劣化や、損傷などに対する交換の基準を設けておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅田雅昭君） 垣口真也議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、垣口議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

交通安全施設の関係につきましては、具体的なことも含めて、後ほど担当部長から答弁させたいと思います。

1点目のグローバル志向と、こういうことであります。前段お話のありました、今年のもみじ祭りではありますが、11月11日から11月26日までという期間で開催をしていただきました。とりわけ、実行委員会の皆さんに大変お世話になりまして、当初は紅葉の様子はどうなっていくのかという心配もしておったんですが、前半はちょっと遅く、色合いもあれだったんですが、後半になりますと、非常にすばらしい紅葉になってきたと、このように思っています。

特に11月の最終日の26日には、第2回目の朝市も絡めさせていただいて、そこにまた国際イベントもという形で盛り上げていただきました。第2回目の朝市の場所も、いろいろ第1回のことを踏まえながら検討を加えて、ああいう形で実施をさせていただきました。出店の店舗もほぼ同数であったんですが、少し入れ替わりがあったんですが、後で聞いておりますと、非常にいい機会を次々と与えていただいたということで、また課題を整理しながら今後につないでいきたいなど、こう考えておりまして、そういう意味では、うまくもみじ祭りとセットでできたのではないかなと、こんなふうに思っております。

またライトアップもしておったんですが、多分議員の皆さんも行かれたと思うんですが、私3回行かせていただいたんですが、前半はちょっと先ほど申し上げたとおりであります。後半はもう大変すばらしい、それから落ち葉との絡み、非常にすばらしいということで、若い男女のカップルもたくさんいらっやっております。宍粟にこんなに若い人がおるんかなと思うほどであります。それほどすばらしい景観を与えていただいて、私たちに癒やしを与えていただいたと思います。

まさにいろいろこれまでも、観光プラットフォームのお話も出ておりましたが、

そのことも課題も整理しながら、今後さらにもみじ祭り等々を含めて検討を加えると、もっとすばらしい一つのイベントが、盛り上がりができるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

さて、そこで国際交流のこともありましたので、まず1点目のことでありますが、どういうビジョンということでもありますけども、宍粟市では市民の国際交流活動の取組として、宍粟市国際交流協会の活動支援を通じて、市民の国際的な知識と見聞を高め、市民が異文化を理解し、文化の違いを尊重するまさに多文化共生の地域づくりに向けた多様な交流活動を促進するとともに、外国人が住みやすい環境づくりを推進していると、これは一つの基本構想の中の大きなビジョンでありまして、まさにそのビジョンに沿って国際交流を捉えておると、こういうことであります。

2点目の海外研修に対する支援事業として、留学補助費の認定のことでありますが、現在宍粟市では、平成22年度に市内の企業から御寄附をいただいた3,000万円を原資として、宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例を制定して、若者の海外留学研修等支援事業を実施をしておるところであります。

この基金につきましては、寄附者の意向によりまして、宍粟の若者等が自らの創意によって、海外等において国際的視野や広い識見、技能を身につけることにより、当該技能等を生かした地域の振興と、住民福祉の向上を図ることを目的とされています。個人のスキルアップを海外でしていただいて、宍粟市で地域を振興していく。あるいは経済活動に役立てていこうと、そういう願いというふうに私は理解をしております。そういう目的であります。

その具体的な支援内容であります。特に能力研修として、国際的視野や広い見識、海外の先進的な技術を学ぶために要する往復の交通費、海外旅行保険料、パスポート、ビザ申請手数料、その他、現地での生活に必要な物を購入する支度金及び宿泊費を対象に、50万円を上限として助成をしておるところであります。

また、留学研修として海外の大学、短期大学、専門学校、職業訓練を目的とする学校、高等学校またはこれに相当する教育研究機関への海外留学に要する授業料を対象に、50万円を上限として助成をしておるところであります。

3点目のコロナ感染症の広がり等で、中断している姉妹都市スクイム市との交流と今後の展開や方向性、このことでありますが、姉妹都市スクイム市との交流につきましては、教育委員会が実施をしております、中学生を対象とした相互の訪問団による交流が中心となっておりますが、宍粟市としましても、宍粟市国際交流協会を通じて、スクイム市との姉妹都市訪問団の派遣、または受入れについて

の交流事業を計画するなど、今後民間交流の促進を図っていききたいと、このように考えております。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 私からは交通安全施設の整備や管理についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の交通安全施設の状態チェックや管理に対する市の考えについてですが、市内にはカーブミラーやガードレールなど、多くの交通安全施設がございます。カーブミラーなどの交通安全施設につきましては、自治会をはじめ、各種団体や住民の皆様の清掃等のボランティア活動によって、施設機能が守られているのが現状であります。

点検状況としましては、定期的な点検は行われていない状況ですが、職員が日常業務においての目視による確認を行っており、不具合が確認された場合は必ず必要な対策を行っております。

なお、多くは自治会や住民のドライバーの方々の不具合など通報により、職員が現地に赴き点検を行っており、また日本郵政株式会社との連携協力に関する協定を締結しており、その中の道路の損傷等による危険箇所の情報提供に関することにおいて、情報提供をいただくこととなっております。

2点目の経年劣化や損傷などによる交換の基準は設けているのかについてであります。特に基準等は設けておりませんが、交換時期については、経年劣化や損傷などにより、その機能が果たせなくなった段階と考えております。先ほども申しましたが、自治会や住民、ドライバーの方々などからの通報により、担当職員が現地に赴き、状況を確認した上で、ミラーの交換などの判断を行っております。

今後につきましても、地域の方々からの情報が頼りになります。地域で不具合などお気づきの箇所がございましたら、建設部まで連絡いただきますようお願いいたします。また、引き続き迅速な対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、1点目の国際交流における人材育成の視点についての御質問にお答えいたします。

グローバル化が進む社会におきまして、教育の分野では、子どもたちが語学力や、コミュニケーション能力を培い、自己を表現し行動する能力や態度を育成するとと

もに、異なる文化や価値観を理解し、国際社会に主体的に生きるため、児童・生徒のアイデンティティの確立が重要と考えております。

そのため、今後とも、波賀小学校の国際交流や宍粟国際ふれあいまつりへの子どもたちの参加、また、民間レベルでの国際交流などの取組を支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） それでは順次2回目の質問をさせていただきます。

子どもたちや若者の可能性というのは無限大にあると思っております。我々の年代も可能性がないということではありませんが、やっぱり残された時間が若者とは違いますので、やっぱりそういうことを踏まえると、若い世代には広がる未来の可能性に挑戦してほしいなと思うわけであります。

そういう中で、教育的なその人材育成をしていく中で、子どもたちにとって一番身近な異文化との触れ合いは、英語の授業ではないかなと思ったりもしております。そういう中で、人材育成という観点から、自己のスキルアップというような視点からも、よく今行われております英語検定に関して、少しお伺いしたいと思います。

確認したいと思うんですけども、現在全員が対象でないように認識しているんですが、その点はどのような格好になっておるのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 英語検定、主催は公益財団法人日本英語検定協会ということです。英語検定というのは、子どもたちのみならず、幅広い世代が受験することができる国内最大の英語に関する検定です。

本市においては、中学生を一つ参考に申し上げますと、市内中学生のうち英語検定を受ける、令和4年度ですが、おおむね2割程度の中学生が今受験をしているという、そういう状況にあります。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） なぜ全員を対象にされないのかという点もあるんですけども、その点は教育長どうなんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） その点は全員を対象としないのか、英語検定は任意の検定でございまして、希望する生徒が受験をすると、そういう制度ですから、学校教育

の中で必須としている検定じゃございませんので、希望者を対象としている。そういう実情でございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 翻訳アプリが普及している昨今でありますし、そういうアプリを使って外国人の方と話もできますけども、やっぱりそういう英語検定に関して、やっぱり自分の身に付くことであり、挑戦すべきものだと思っておりますので、任意ということで受けた方が受けられるということではあります。市としても検定費の補助、こういうのもやっぱり将来に向けて考えていくべきではないかなと。

金額的にいいましてもそんなに1万円も2万円も、受けられるクラスにもよりまずけれども、1万円ぐらいから、1万円以下だと思いますので、そんな大きな負担額になるわけではありませぬので、せめて人材育成という観点からも、やっぱりそういうものは考えていただきたいなと思います。

市長その点いかがでしょうか。どう思われますでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） グローバル志向のできる人材育成というのは、今現在非常に重要な課題だと、このようには認識しております。ただ今おっしゃった英語検定、意欲やいろんなこと、それから個人の能力の向上、あるいは任意といえども、そういうことは非常に重要でありますので、今日の段階では、はい、やりますというわけにはいきませんが、検討というか、重要な課題として捉えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） もう市長が今お答えいただいたとおりなんですけど、少し参考までに、確かに国はこのほど、6月でしたですかね、中学校を卒業するまでのおおむねの英語力の目標値というようなものを示しております。そこに向けて、本市としても英語力を高めることは、これ重要と認識しているんですけど、しかし、これはもう議員も御承知のとおり、教職員の協力を得なければならない事業でもあります。受験に際しては、子どもたちが受験する上で、教職員の引率等ですね、引率はさておき、いろんな協力が要ります。

また、これを少し継続的にやっていく中で、今2割の生徒なんですけど、やはりどれぐらいの生徒が今後を希望するだろうかというような推測も含めながら、そう考えてみますと、検討する課題はやはり多岐にわたります。教育委員会としてはそう

した検定も一つ生徒が自分の英語力を認識するという点については、非常にメリットがある検定だと思いますが、今後財源のことも含めながら、検討するというふうに重要な課題と、市長がお答えしたとおりなんです、参考までにお答えしました。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） ぜひとも、前向きに検討いただけたらと思います。人材というんですか、可能性というのは僕らから比べると、若い子というのは本当に無限に可能性が、未来を広がっておりますので、そういうものにチャレンジできるような、そういう体制というのをサポートを、やっぱり市がやっぱりやっていくべきだと思いますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいなと思います。

2番目の海外研修支援事業について、ちょっとお聞きいたします。今お聞きした中で、企業より3,000万円という投資をしていただいているということで、基金としてあるということをお聞きしておりましたけれども、これはその基金が尽きると、もうこの事業としては成り立たないということなんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 先ほどお話があったように、この寄附による海外支援の基金で、現在留学といいますか、海外留学並びに能力研修ということで、助成をさせていただいておりますけれども、市長のほう、また教育長のほうからもありましたように、グローバル人材というような観点からいけば、この基金がもしなくなった場合については、今後検討していくべきものかと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） ぜひとも、今後基金が尽きたとしても、継続してやっていただきたいと思いますと思うんですけども、その中でまず50万円が高い安いは別にしても、大切な足しにはなっているということは確かなんですけども、そういう中で私も実際に子どもを留学させた経験がありますので、かなりの年間に対しても費用がかかります。そういうようなもので、50万円がどれぐらいの程度をカバーできるかという点、なかなか難しい部分もあります。

ただ、それは50万円という金額が少ないんじゃないし、大変助かる金額なんですけど、それでもそれ以上にかかる覚悟を持って、やっぱり望まれて行かれる方々だと思います。もちろん学費だけでなく生活費もかかってまいりますので、海外留学でスキルアップしていく、自分自身を向上させるということは、本当にすごいこと

なんですけども、やっぱりそれだけ費用がかかるということもありますので、そういう人材を今後宍粟市から、どんどん育てていきたいなと私も思うわけなんで、そういうのに市のサポートというのをお願いしたいなと思うわけなんですけども、そういう点で、市長いかがお考えになられていますでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これにつきましては、平成22年に民間の企業の方から御寄附をいただいて、目的として能力研修、さらにはまた職業訓練、それぞれの中でそれぞれに50万円とこういう状況でありました。その思いもありまして、その額もその当時決められたことだと、このように思っていますが、時代的な背景やいろんなことがあるかと思えますし、一度またこの額の妥当性も含めて、寄附者とも十分協議しながら、時代に合った額が一体どのような額なのかも含めて、今後検討しなきゃならないなと思っておりますので、今日のところは課題として、また寄附者ともいろいろ議論させていただきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） その点またよろしくお願いしたいと思います。

そこで聞きたいのが、パンフレットを見ますと、語学研修は対象外となっておりますが、留学研修、能力研修とは具体的にどのような物を対象にしてやっておられるのか。また現在活用されている方がどのような方面で研修されているのか、実例があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 海外留学研修につきましては、その前にこの海外留学研修と能力研修の補助者の対象者でありますけども、16歳以上65歳未満の者で、宍粟市に住所を有する者、そして宍粟市に住所を有する者に扶養されている者が対象となっております。

そこで、海外留学研修につきましては、海外に留学中や語学習得のみを目的としました留学を除いた、海外の大学、短期大学、専門学校、職業訓練を目的とします学校、高等学校またはこれに相当する教育研究機関への留学を対象としております。

また、能力研修につきましては、営利企業に属する者が利益や人材育成のために行う研修を除き、宍粟市海外研修等支援事業審査会、これは市の内部での審査会です。そこにおいて認定されました宍粟市の地域振興、または国際交流のほか、文化教育等の活動に貢献する意思と決意を持ち、国際的意思や広い見識、海外の先進的な技術を学ぶことを目的とする留学が対象となっております。

次に、現在活用されている方は、どのような方面で研修されているのかということなんですけども、現在、海外留学研、修能力研修とも令和3年度、令和4年度につきましては、本支援制度を活用されている方については、いないような状況であります。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 分かりました。その中で一つ気になっているのは、期間なんですけども、海外留学となると、カレッジで2年、大学になると4年とかいう期間があると思うんですけれども、この場合多分支援に関しては上限1年になってるのではないかなと思うんで、その点確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 本支援制度につきましては、期間に関係なく一律50万円というようなことではなく、海外研修につきましては1人につき1回限り。そして能力研修については、補助年度ごとに審査会の審査で認定されることを条件に、3年間を限度として複数年にわたって受けることができます。また単年度での補助金、補助につきましては、それぞれの補助対象となります経費として上限を50万円としております。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） ちょっと僕が勘違いしてるかも分からないんですけども、大学に留学された場合、今年は50万円、来年も50万円ということは可能なんですか、それは不可能なんでありましょうか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 1人、1年1回限りにつきの補助であります。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 分かりました。国際ふれあいまつりや各種イベントを通じ、もっと利用、誰もが気軽に利用できるような、未来を見据えた政策になるように努力を図ってほしいなと思います。ぜひとも、こういう海外へどんどんチャレンジする意欲を持った人を、やっぱり市はサポートするべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

続きまして、スクイム市との交流に関してお伺ひいたします。

例えばなんですけども、あんまり参考にはならないと思うんですけど、隣の姫路

は六つの海外姉妹都市、友好都市があつて、どういうんですかね、青少年の相互派遣や視察訪問をずっと交流を行っておられます。ものすごくフットワークが軽くて、もう宍粟市はまだ全然何もやってない状態ですけども、今年も既に韓国の昌原というんですか、ちょっと名前は分かりません、とアメリカのフェニックスへ中学生、高校生を対象に実施されております。

そこまで宍粟市に求めるわけではありませんけども、こういうフットワークの軽い姫路市も、既に交流された若者が1,000人から超えているというような体験をされてきているそうです。そういうようなものを、見習えというわけではありませんけども、せめて宍粟市もそういう姉妹都市を持っておりますので、もっと交流を盛んにすべきではないかなと考えるわけです。その点についていかがお考えになりますでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） スクイム市との交流につきましては、スクイム市側からの訪問団の受入れにつきましては、平成26年度に、そして宍粟市からのスクイム市への訪問が平成27年度と、その後については相互の交流ができていないのが状況であります。

交流が休止状態にあるのは、コロナ禍によるその交流を自粛していたことについてのことは、もちろんでありますけども、当時宍粟市との交流の橋渡しの的をしていたたスクイム市の窓口となる方との連絡が、現在途絶えているようなことが大きな要因であると考えております。

交流を今後また再開させるためにも、今後スクイム市側の窓口とも再度連絡を取りながら、徐々に交流を深めるための事業も計画して、交流を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 交流の窓口が途切れないように、ぜひとも頑張ってくださいなと思うんですけども、今現在中学生が対象に、交換で行かれるのは中学生が対象になっておられると思うんですけども、これは高校生とかは無理なんですか。その辺りいかがお考えになりますでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 現在中学生の交流につきましては、令和元年度が最後となっております。コロナ禍の影響ということで、今年度も含めまして中止をしている状況でございます。毎年10人の中学生が訪問し、受入れをしているというよう

な状況になっております。

中学生の派遣につきまして、現制度につきましては、中学生の派遣という事業になっております。ただ、昨今の原油の高騰であったりとか、それから円安の影響で非常に渡航費が高額になってきております。そういったことから、これまで10名の派遣をしてまいりましたけれども、なかなか中学生を派遣するというところに、コロナ禍の理由だけでなく厳しい状況になっているということで、中学生に限らず、それから中学生の学生交流に限らず、幅広い検討が必要ではないかと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 今、円安の件もかなり大きいかなと思うんですけど、姫路市は、申し訳ございません、たとえを出して申し訳ないですけど、個人負担が8万円ほどで行って来られたよというような話を聞いております。どれぐらいスクイム市へ行かれて、費用がかかるのか誠に申し訳ないけど、存じ上げてないんですけども、8万円を出すことによって、そういう交流に行けたというような話も実際、姫路市はやっておられるようなので、ぜひ参考にさせていただきたいと、またそういうサポートを、どんどん異文化交流という格好での、子どもたちを送り出させていただきたいと思いますので、これまた市長に一つ課題として、受け止めてほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） スクイムとの交流は多分議員も御承知と思いますが、旧山崎町時代から始めたところでありまして、平成、ちょっと定かではありませんが、4年から5年にスクイム市のところと協定をしようということで、準備をしていただいたと思います。そのときには大学の先生等々も加わっていただきながら、一体どんな町であるかということで、ちょうど兵庫県がワシントン州といろいろやっております、ワシントン州に兵庫県の現地の事務所を抱えておりました。その関係で、その近隣のスクイム市がちょうど土地柄が似ているという状況もあって、そこを紹介していただいて、平成7年だったと思うんですが、姉妹都市提携をしたような記憶であります。

その後、民間交流を先に先導がありました。いわゆる民間市民の、その当時は山崎の住民の皆さんに募集していただいて、例えば盆踊り保存会でありますとか、あるいは商工会の代表の皆さんとかを募りまして、民間交流から始まった経緯があります。その後、子どもたちの未来へということで、中学生の交流が始まったと記憶しております。

私は2回実はその交流にも参加をしておりました、当初の協定の締結にも参加をさせていただいて、スクイム市の議会の中でその締結式も参加をした経緯があります。したがって、その後随分多くの方々がスクイム市に民間の皆さん、あるいは住民の皆さんも参加されておりました、宍粟市になりましてからもしばらくは続いておったんですが、先ほど教育長から答弁があったとおり、この感染症の影響で少し途絶えてきたと、こういう状況があります。

冒頭答弁で申し上げたとおり、民間も含めて非常に重要な課題でありますので、今後民間交流、特に国際交流協会と連携をしながら、このことも課題として捉えていきたいと思っておりますし、子どもたちの派遣費の問題、このことも重要な課題でありますので、直ちにどうのこうの言えないんですが、可能な限り子どもたちが異文化に触れて、あるいは交流することによって、グローバルな人材育成につながる。このことは承知しておりますので、そのことも踏まえながら、今後また教育委員会でも十分教育的な配慮も含めて、協議しながら検討を加えていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） この問題について最後に1点、交換留学の条件に、相手側を日本に迎え迎える場合に、原則ホストファミリーを務めるというのがあるんじゃないかなと思うんですけども、これが負担になるということで、子どもたち、親御さんがまず二の足を踏むというのがあるのではないかなと思うわけなんです。

そういうので、こういうホストファミリーを、宍粟市全体で広くボランティアを募集するとかというような方向性も含めて、今後考えていただければ、子どもたちもまた親御さんも子どもたちを送り出しやすいというような面もあるかなと思いますので、ぜひホストファミリーの件も、今後は課題として考えていかなければいけない案件ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、二つ目の質問の交通安全施設のほうに移らせていただきます。

状態のチェックに対する明確な規定はないということなんですけども、いわゆる地域から、自治会から、団体からの苦情なり、そういう申入れがあって初めてというようなことだと思うんですけど、こういう取組としては、やっぱり市はもう設ける必要はないということ、部長はお考えになっておられるんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、規定を設ける必要はないというか、やはり機能を果たせなくなった場合は、交換というのがや

やはりその施設の持つべきものだと思っておりますので、機能がなくなった場合は速やかに交換させていただきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○8番（垣口真也君） 確かにそうなんですけども、例えばの話、ミラーに不具合があるとか、鏡面が汚れているや曇ってるやという話、例えば自治会とか、地域の住民の方が言ってこられればいいんですけど、声の大きな自治会の例えば自治会長さんなり、そういう中で動いておられる方が、そういうふうな、ここおかしいよとか、駄目やというような話があれば、やっぱり市も動きやすいと思うんですけども、自治会として、おとなしい自治会であれば、気づいてても忘れてるとかいうような面で、ものすごく声の大きなところと小さなところでは、不公平感があるんじゃないかなと。公平性の担保が取れんのではないかなと、そういうふうに思ったりもするわけなんです。

私一つ提案としてお願いしたいのが、そういう自治会や団体、住民等をベースに、やっぱりそういうふうなチェック機能を果たしてもらおうということであるならば、年に1回でも結構なんで、自治会のほうへ、こういう不具合箇所ないかと、これは自治会に見守りをせよというのと、大変な労働になりますので、それは無理だと思うんで、まず気づかれる方が、かなり住民におられると思いますので、そういうチェックを促す案内というんですかね、そういうのもつくってお送りして、チェックをしていただくと、チェックシートみたいなものつくっていただいております、どこか不具合箇所はないですかというようなやつを、年に1回でも結構なんで送っていただくのは、いかがお考えになられますでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 新たな提案ありがとうございます。やはりそういったことも必要かなとは思っておりますが、まず基本的に声が大きいの、小さいの、報告を受けられるか、受けられないか、していただけるか、していただけないかというところもございます。

やはりこういったところにつきましては、市の広報誌、改めて自治会長さんへのチェックをお願いするというのではなく、広報誌であったり市のSNSなどでは、こういったところについては、建設部のほうへ御報告くださいというのは、少し今後その情報を提供いただくことの発信の仕方というのは、今後考えさせていただけたらというふうに思います。

○議長（浅田雅昭君） 8番、垣口真也議員。

○ 8 番（垣口真也君） ぜひとも、そういう方向性で進めていただきたいと思います。当然安全確認というのは、目視であることが大前提というか、もう基本なんですけども、ただやっぱりそういう補助であるべき見通しの悪い交差点では、どうしてもカーブミラーに頼ることもあります。その鏡面がほんまに曇って全然もう見えないというようなものかなりあります。私もチェックするなりして、また報告したいなと思うんですけども、そういう面で、事故抑止、防止につながるような物が、そういう問題が持っているようでは、責務を果たしませんので、ぜひとも対策としていろんな方面からやっぱり考えていただきたいと思います。

最後、いかがでしょうか。

○ 議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○ 建設部長（樽本勝弘君） カーブミラーに関しましては、特に安全を補助する機能として必要な物でございます。ただ 1 点、この冬の時期はどうしても朝曇る物がございます。今現在、更新なり設置している物は、曇り止め機能がついた物には徐々にはしておるんですけども、これを一遍にしてくれとなると、やはり市としてもなかなか対応し切れない部分があります。

そういった部分には御了承いただきたいと思います。そういった部分につきましては、計画的に今後更新していく中で、そういった物に入れ替えていきたい。特に北部のほうは入れ替えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（浅田雅昭君） 8 番、垣口真也議員。

○ 8 番（垣口真也君） ぜひとも御検討、また計画をお願いしたいなと思います。

最後になるんですけど、まとめて市長、特に僕は常にいつも質問するたびに、市長も医療と教育は外せない、宍粟市にとって外せない項目であるというようなこと言われています。

医療に関しては新病院整備、莫大な予算を組み込んで建てるという計画もありますけども、ぜひもっと教育にもお金をかけていただきたいと思います。ぜひとも子どもたちの未来のために、また人材育成のためにもお願いしたいと思うので、その点、最後に一言いただけたらなと思います。

○ 議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○ 市長（福元晶三君） これまでも議会からも、いろいろ御提案いただいておりますし、地域医療を守るという観点、同時に子どもたちの未来を含めて教育環境、保育環境含めて、子育て環境を含めて、重要な課題でありますので、その観点で新年度

予算編成にもこれから当たっていききたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 会議の途中ですが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて八木雄治議員の一般質問を行います。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番八木です。議長の許可を得ましたので通告に基づき、一般質問させていただきます。

私のほうからは大きく2点、施設での塩素ガス発生についてです。

今年の6月、千葉県の千葉市の温水プールで、施設職員が誤って薬品を混ぜたことから、塩素ガスが発生する事故が発生して、職員、施設利用者が屋外避難しております。宍粟市でも3か所の営業をしているプールがありますが、市内の施設についてまず伺います。

一つ、今回の事故は、消毒に使う次亜塩素酸ナトリウムが減っているタンクに誤って凝集剤のポリ塩化アルミニウムを投入したことで、有毒な塩素ガスが発生しました。そこで市内のプールでは、同じような薬品を使う設備になっているのか伺います。

二つ目、プールの施設以外で、同様の薬品使用等のミスで事故が考えられる施設が市内にはあるのか、伺います。

大きく二つ目なんですけども、自動体外式除細動器、A E Dですね。A u t o m a t e d E x t e r n a l D e f i b r i l l a t o r、頭文字でA E Dなんですけども、それについて伺います。

A E Dは、心臓発作等を起こした人に電気ショックを与えて救命する機器です。迅速な使用をすることで命を救うことができますが、消防庁によると、2021年に人前で倒れた患者にA E Dが使われたのはわずか4.1%、1,096人だということです。

宍粟市でも、市が管理している施設や学校関連施設、また病院、民間企業などに、多くのところでA E Dが設置されていると思いますが、いざというときにA E Dがどこにあるのか分からないといった状況をなくすためにも、情報が必要ではないか。また、使おうとしたときに本体が音声で説明してくれますが、間違えずにできるか心配で、後ずさりして処置が遅くなることも推測されます。

そこでまず一つ目、いざというときのために、市内のどこにAEDが設置されているのか示す地図が必要ではないか。また、誰でも使えるように、講習会等を定期的に行うことも大切だと思いますが、市の考えを伺います。

二つ目、AEDは機器なので日々の点検等が大切だと思いますが、設置されている施設では点検等はされているのか、伺います。

三つ目、AEDにプライバシーに配慮して、胸部を覆うのに使う布ですね、三角巾が有効だと思いますが、市の考えを伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 八木雄治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは八木議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私のほうからはAEDについての御答弁をさせていただいて、1点目のことにつきましては、担当部長から答弁させたいと思います。

AEDは御承知のとおり、病気や事故による心室細動などのいわゆる不整脈から、唯一心臓正常な動きに戻すことができる器具であることから、宍粟の消防署におきましても、AED設置の推進や、緊急時に即座に対応できるように、出前講座等を通じて講習会を頻繁に実施するなど、その環境づくりに取り組んでおるところであります。

まず1点目の、設置場所の地図と定期的な訓練実施についてであります。設置場所の地図につきましては、日本救急医療財団は、全国AEDマップを作成されておりまして、緊急時に対応できるよう公式サイトに掲載されておりまして、西はりま消防組合でも、地区ごとにAED登録事業者等の情報を、公式サイトで公開されておるといふ現状であります。

お話ありましたとおり、しかし一般的にはどこに何があるんだということでもありますので、このことは、さらに今後検討しながら啓発をしていきたいと、このように思っています。

次に、定期的な訓練実施についてであります。宍粟消防署におきましては、先ほど申し上げた出前講座以外に、救命講習あるいは救命入門コースなどの講座の中で、AEDを迅速に使用できるよう指導をしていただいております。

市としましては引き続き、宍粟消防署と連携して、自主防災組織であったり、あるいは自治会、さらには消防団などの団体に救命講習を受講していただくよう、さらなる周知を図っていきたいと、このように考えております。

2点目の、AEDの点検についてであります。西はりま消防組合救命ステーションに登録されているAEDの状況として、約7割がリースとなっております。リース契約の中で定期的な消耗部品の交換はされております。その他の部分についても、宍粟消防署より今年度リースを含め、把握している全てのAED設置管理者に対しての点検を依頼しているところであり、市としても、AEDの適切な管理を周知していきたいと、このように考えております。

3点目の、三角巾の設置についてであります。先ほど申し上げました消防署等が実施する講習会の中でも、特に女性に限らず、素肌の露出に配慮するため、パッドを衣服の下から貼り付けることも指導しております。三角巾やタオルなどを用いる方法も有用であると、このように考えております。

今後、設置管理者に対しまして、三角巾などの設置も推奨し、特にプライバシーに配慮した中でAEDが使える環境づくりを進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私からはプール施設での塩素ガスの発生についての御質問にお答えいたします。

市内の公設プール、スポニックパーク一宮、波賀B&G海洋センター、千種B&G海洋センターの3施設の水質管理の状況についてですが、現在、自動塩素投入装置を利用して、塩素濃度を測り自動管理を行っております。

今回問題となりました凝集剤についてですが、スポニックパーク一宮では、千葉市でのプール事故のあった凝集剤とは異なる凝集剤を使用しております。この製品については、万が一塩素剤と混合しても、塩素ガスは発生しない凝集剤を使用しております。また、この凝集剤は無添加であり、安心して利用できるメリットがあります。

次に、波賀B&G海洋センターと千種B&G海洋センターのプールでは、塩素濃度の自動管理のみで凝集剤は使用していません。このような状況から、市内の3施設のプールにつきましても、千葉市で発生したような事故が発生する心配はありません。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 私からはプール施設以外での同様の薬品使用等のミスで

事故が考えられる施設が市内にあるか、との御質問についてお答えさせていただきます。

市の管理施設においてポリ塩化アルミニウム、通称PACと次亜塩素酸ナトリウム両方の薬品を使用する施設は、上下水道施設関係としましては、浄水場で12か所、下水道処理施設で1か所ございます。これらの施設における薬品使用については、運転管理業務の委託事業者において十分に安全確認を行い、慎重かつ適切に使用しております。施設管理者として委託業者に、本案件も含めてあらゆる労働災害や事故に対してさらなる周知徹底指導を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。先ほどのまずプールの件なんですけども、私も施設のほうに行きまして、施設の方から確認をして、その3施設では塩素が発生する心配はないということなんですけども、先ほど部長が言われたんですけども、千種と波賀のB&Gも一応添加剤は使っているようなことは言われてましたので、それも千種に関しては珪藻土というろ過材ということと、また波賀のほうもまた違うんですけれども、砂ろ過用の凝集剤ということで、そういうので塩素が発生するということがないので、それを聞いたときはすごく安心はしたんですけども、はっきり言ってガスだけではないんですけども、皆さん事故がないように一生懸命やられてるんですけども、それはそれでよかったんですけども。

次の二つ目のプール以外の施設ということで、水道施設12か所、下水道施設が1か所ですかね。それもやはり今回のこの千葉の事件でも、ヒューマンミスということで、うっかりだったとは思いますが、やっぱり本当に下手したら塩素ガスの発生濃度で命を落としてしまうかもしれないということもありますので、そこは十分やっぱり施設に委託されてると思うんですけども、そこはやっぱり市のほうがしっかり管理してもらって、そういうことを注意してもらうのが必要だとは思いますが、その件につきましてどうなんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 議員おっしゃられるとおり、やはり人為的なヒューマンエラーのところがあるのかなというふうに思っております。先ほども申しましたとおり、委託業者には、本案件も含めまして、あらゆる労災、災害、また事故等に対しましての周知徹底、指導等を行ってまいりたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。そこはしっかりお願いしたいなと思っております。

あとプールの関係で先ほどちょっと言ったんですけど、スポニックパークさんでは、水泳教室がやられていまして、そこの中の生徒さんが結構、優秀な成績を収められて、近畿の中学校の大会に出られたり、また全国の中学校大会に出られたり、また全国のJOCのジュニアオリンピック大会等に出られて、上位の成績を収められている生徒さんもおられますので、やっぱり安全で安心なプールのほうの経営もしていただきたいなとは思っております。

そこでもう一つ、この件では最後なんですけども、プールといいますと、やっぱり中学校にはないと思うんですけども、小学校のほうのプールの状況というのはどうなんでしょうか。そこをちょっと、最後にちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（浅田雅昭君） 分かりますか。

大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 質問をいただきまして、学校施設のほうも確認しております。そういった発生等は発生しないということで確認しております。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。プールのほうではこれで終わりたいと思いません。

続きまして、AEDについてなんですけれども、まず、いざという時のためにも、どこにAEDが設置されているとか、または誰でも使えるようにということで、先ほども市長の答弁がありましたように、スマホのアプリで、どこにあるかというのも確認できるんですけれども、私のほうも二つほどちょっとアプリで見ますと、もう一つの片方のアプリは結構、宍粟市内のAEDが設置されているところは表示されてるんです。

特に山崎の町の中は、結構AED設置されてるのが多いなと思うんですけども、もう一つのほうのアプリが、あまり設置されてるという印がなかったんですけども、そういうアプリを使うのも大事ですけど、やはりどこに、ここでしたら特に近くだったら夢公園で何かされて、毎朝ゲートボールをされてますけども、ゲートボール途中で何かあったときに、すぐに市役所にAEDがありますよという、多分皆さん分かっておられると思うんですけど、そういった案内とかで、市役所の中のどこにありますよとか、そういった案内も必要だなと思うんですけども、そういうことは

どう思われるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 設置場所につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、いろんなアプリがございまして、それぞれ所有しておる施設のほうから上げていただいているという現状がございしますので、少し差異はあるのかなと思います。

また西はりま消防ですね、入っていただきますとしっかりバナーが貼っていただきまして、市内、たつの市とか宍粟市とか、全ての町のどこにありますというのはもう出ておりますので、そういったところで確認いただけたらと思います。

ただ、おっしゃっていただいたように、市役所に入っていて、どこにあるのかなというようなところにつきましては、非常に施設も大きかったら、場所も分かりにくいところがございますので、何かそういったできるだけ入り口付近ということで設置はしておるところでございしますが、そういった分かりにくいところもある場合には、何か工夫が必要かなと思いますので、そういった点検はしていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） そこで、宍粟市のほうの後期基本計画の基本施策の中の一つに、A E Dの設置を推進し、公共施設や設置事業所等を救急ステーション登録事業所として、登録して誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組まますということで、そこで関係者へは、救急講習の実施を促進するとともに、設置場所の一覧をホームページに掲載し、誰もが分かりやすいように掲示用の表示証を交付する。また、各事業所等へのA E D設置と救急ステーション登録を啓発を行うというような、書いてあるんですし、それが今はどのような状況になっているのか、とりあえず伺います。先ほど述べられたことかもしれないんですが。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 当然そういう形で、どんどん安全のために設置とか、必要な場所には設置ということでございますけれども、今いろんな意味で活動いただいているのは、消防のほうも非常に尽力いただいております。講習等につきましては、先ほど市長からもありましたように、救命講習ということでやっていただいております。

先般ですと、宍粟市の防災訓練を実施しましたがけれども、その前もって事前講

習ということで各地域に入っていて、救命講習、応急たんかのつくり方であったり、それと併せまして、心肺蘇生の関係、あるいはAEDの使い方ということで研修もしていただいております。講習につきましてはそういう形で、消防のほうと一緒にやっておるといところでございます。

ただAEDの設置の促進ということで、市の施設につきましては、現在69か所に設置しております。市内でほかにも事業者さん等ございますので、把握しておるのは全体で96ということになるんですけども、把握し切れてないところも恐らくあるのかなとは思っておりますけれども、徐々にそういった周知をしながら、必要なところ、大きな企業さんとか、事業所につきましては、設置していただけるような方向でしていただいているのかなと思いますけれども、今後におきましても、そういったAEDの必要性等は周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。あと一つ目の誰でも使えるような講習会等を定期的に、そういうのもやられてるとは思うんですけども、私のほうもいろいろ市のほうが設置されているところに行って、講習会等をやっているのかとかはお伺いしたこともあるんですけども、なかなかされていないところもありますし、また消防団がおるんで、消防団の子がやってくれるだろうということもあり、そういうところもありました。

こういうプールなんかで施設の方は、年に1回しっかり講習はやってますということと、あと子どもの水泳教室があるので、子ども用のパッドも使えるAEDをこっちで購入してるということも聞いておりますけども、市がせつかくAEDを設置してくださいということで、リースだとは思うんですけども、そういうふうにされてるのに、やられていないところもあるので、やっぱり市のほうもしっかりとそういうところは、各団体とかそういうところに、年に1回は最低でもやってくださいということが必要じゃないかなとは思うんですけども、その件についてちょっと伺います。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） AEDの設置につきましては、義務化というかそういう形ではございませんので、それぞれのやはり施設であったり、事業所というところで判断いただいていると思います。そういった上で当然いろんな入所者があるような施設でありますとか、不特定多数の方がいらっしゃる施設というところには、や

っぱり必要かなと思いますので、そういったところでは周知をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） せっかく市のほうがリースで置いているので、やはりそこはしっかりと市のほうもやっていただきたいなと思っております。

あとAEDも、学校のほうにも置いてあるということなんですけども、平成29年の3月に公示された、中学校新学習指導要領保健体育課の保険分野では、応急手当を適切に行うことによって、障がいの悪化を防ぐことができること。また心肺蘇生法などを行うこと。あと胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法として直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにするというような、学校における教育がなされてるんですけども、宍粟市の中学校、小学校のほうの教育のほうは、ちょっとどうなってるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育部長（大谷奈雅子君） 議員おっしゃられるように、平成29年の学習指導要領の改訂をもちまして、具体的には中学校の保健体育の改訂の中で、心肺蘇生法について改訂になっております。それまでの心肺蘇生法の理解というところから、身につけるといふふうになっております。

宍粟市におきましては、まず教職員、これは小・中学校だけでなく、就学前の施設も含めて、中学校区ごとに消防署のほうに御協力いただきまして、AEDの講習を行っております。その後、中学校では保健体育の時間に、ほとんどの学校がAEDを使用するというところで、またこの際消防署のほうに御協力いただきまして、生徒たちがAEDを実際に使って身につけるといふ部分について、学習をしている状況でございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 中学校、小学校のほうも、私ども各校長先生に確認しましたら、しっかり年1回、先生はそういう講習を受けていますということをお聞きしております。中学校のほうも僕が聞いたところでは、全生徒ではなしに、中学校2年生の保健体育の教科書に載っているのです、2年生の授業でAEDと圧迫ですね、それを実施しているということを聞いてますので、宍粟市の中学校ではしっかりされているのかなということをおもいました。

あとレンタルということで、ほかのところはレンタル、市はレンタルしてるんですけども、自治会のほうに市のほうも助成金を出して、AEDを普及させるようなこともされてると思うんですけども、自治会に対しては助成金というのは、レンタルじゃなしに買い取りになるんでしょうか。それをちょっとお聞きいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 市のほうから、もし自治会さんがそういった物を購入されるということでございましたら、自主防災の組織の育成支援事業金がございますので、こちらのほうで上限30万円、2分の1ということでございますけれども、こういったものを利用いただいて、購入していただいているところであります。

ただ市のほうはリースという形で対応しておるんですが、少し自治会さんはリースということになると、補助というのは難しいのかなと思っておりますので、買い取りという形で御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。リースの場合は、やはり出入りメーカーから定期的にパットやったら2年ぐらいですかね、バッテリーやったら4年か3年かちょっとメーカーによって違うとは思いますが、定期的にそういうのが送られてきて、交換をされると思うんですけども、もし自治会買い取りとなると、やはりそういうところも結構負担にかかってくるんじゃないかなと思うし、またそういうのがなくても、10年後どれぐらいもつか分かりませんが、またいざAEDを購入しようとなると、結構なお金もかかってくると思うんですね、金額が。そこについてちょっとどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 先ほど申しました補助金ということで御利用いただけるとは思うんですが、ただ幾らか以上というような最低限のところがございますので、例えば、消耗品のパッドだけですと少し額は少額になりますので、なかなか支援のほうは難しいのかなと思います。バッテリーがちょっと幾らぐらいするか、ちょっと把握今できてないんですけども、一定額以上の事業になりますと補助がつくとします。

おっしゃったように、例えば8年、10年のどういいますか、期限ですね、消費期限というか、利用できる機能としての期限が到来しますと、また更新ということになりますと、また補助は使っていただけるのかなと思いますので、その辺で御理解

いただいて、対応のほうをいただいたらと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。次また購入するときにも、補助金は補助は出るということで、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 消耗しまして、単体のそういう更新ということになりますと、毎年そういう事業でしておりますので、予算とかいろんなところを見ながら、また申請いただいたら更新ができるのかなと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。ちなみに市の職員さんなんかは、そういう講習は毎年受けられているのでしょうか。どうですか、ちょっとそこをお伺いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 市の職員は毎年受けているのかということなんですが、私も以前AED講習を受けました。これは消防署職員の方に教えていただいて、講習を受けたところなんですが、まず心肺蘇生というんですか、人工呼吸をさせていただいて、その後AEDの使い方について講習を行ったというところなんですが、それを毎年やってるかということなんですが、私は数年前に1回やった限りということで、職員の講習、これについても前向きに考えていきたいなと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） それは、ぜひお願いしたいなと、職員の方は市内の方が多いので、やはりいざいざいうときには、講習を受けられた方は助かると思いますので、私も数年前、10年近く前になると思うんですけども、消防署に行って講習を受けたんですけども、いざ今そういう方が出られて、AEDを持って来てできるかというのと、やはり何百ボルトという電流が流れますし、下手したら命にも関わることなんで、いざせえというたら、僕はやっぱりようしないので、やっぱり定期的に受けてるほうがいいかなと思うので、ぜひともそこはお願いしたいなと思います。

あと、このAEDの点検ですよ。日々の点検というか、定期的な点検というのか、いざ使おうとしたときに、もしかしたらバッテリーがなくなっていたとか、パッドがちょっと劣化して、使えなくなっていたということも考えられると思うんですけども、そういう点検ですね。各市町村のあれがあると思うんですけども、そう

いう市としては、ここ本庁だけでもいいんですけど、点検というのはしっかりされているのか、ちょっとお伺いします。定期的に送ってもらえるので、それで対応されているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 先ほど来答弁させていただいたように、リースということでさせていただいております。原則的には基本的には消耗品、先ほどおっしゃったようなパットが2年、バッテリーについては4年で更新ということで、通常、細かに点検ということではございませんけれども、やはり定期的に消耗品の交換、バッテリーの交換ということにおいて、しっかり稼働するということになりますので、そういった点検を兼ねてリースもしておりますので、そういった部分では問題ないかなと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。リースということで、定期的にそういった消耗品が来るということで、それはそれで大丈夫かなということだとは思いますが、やはり各自治体とかが買われてしたときには、いざ使おうと思ったら、なくなって使い物にならなかったということもありますので、そういうことも踏まえて、市のほうからもそういった点検のことも伝えていっていただきたいなと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） その辺につきましても、西はりま消防のほうにも確認させていただきまして、市長のほうから答弁させていただいたんですが、本年度についても各把握している事業者さんには、そういう点検をしっかりしていただく、あるいはバッテリー交換、消耗品交換ということで、依頼のほうをさせていただいております。

全て市のほうで細かに1個、1個ということはなかなか難しいんですが、消防署のほうにも協力いただいて、そういった周知もさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。特に自治会さんが助成を受けて買われたところなんかは特に、しっかりあれしていただきたいなと思っております。

最後にプライバシーに配慮しての三角巾が有効の件、先ほど市長も答弁していた

だいたんですけれども、かなりの市町村で三角巾をもうつけられているところが多いと思うんです。この近辺でも、赤穂市とか市川町とか、そういったところも三角巾を1枚ずつ配備されているんですけれども、これは各自治体によってその三角巾の大きさもいろいろで、あれなんですけれども、また枚数も結構差があるんですけれども、それなりの大きさですね、やっぱり1メートル、どれぐらいなんですかね、1メートルというのは。三角巾になるとちょっと分からないんですけれども、そういったやはりもうちょっと配慮して、そういうのを大きさも配慮して、何とか配備していただきたいなと思ってるんですけれども、最後そこだけ市長よろしくお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭答弁申し上げたとおり、三角形のことについては、今後いろいろ、その環境づくりに検討していきたいと思えます。

ただ今年の防災訓練、山崎だったら土万地区をやっていただきました。市全体としては、いわゆる神戸、染河内地区をやっていただいて、自主防災会組織の中で、事前に先ほどあったとおり、消防署、特に自治会長さんだったり、あるいは自主防災組織の幹部の皆さんが、消防署と連携して救命講習であるとか、あるいはAEDの訓練をやっていただいて、その結果をその日に訓練していただいて、自主防災会ごとにそれぞれによって地域が違ったんですが、そういうことの繰り返しをすることによって、私はいざというときに使えるのではないかなと、このように思います。

先ほど副市長も申し上げたこともあります、重なりますが、私もこの講習を受けておるんですが、カードは持っておるんですが、いざ使うというときに本当に使えるかどうか、ということも実は心配であり不安であります。したがっておっしゃったように、定期的にそういう講習会等々に参加して、もし有事のときに、もしその場にあったときに使えるような、自分の体制もこれから必要なと思ってますので、そのことも含めて、市民の皆さんにも周知していきたいと、このように思います。

同時に、一番大事なのは常日頃からどこで、そういったことで遭遇するか分からないんですが、あそこはAEDがあるよと、あの印がずっとあるなということはどうやって啓発するかも非常に大事でありますので、そういったことも含めて御提案いただいたことをしっかり消防署と連携しながら進めていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） よろしいか。

これで5番、八木雄治議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を続けます。

御報告申し上げます。

7 番、中本隆敏議員より、早退の届けが提出されましたので、御報告いたします。

それでは、続いて一般質問を続けます。

飯田吉則議員の一般質問を行います。

4 番、飯田吉則議員。

○4 番（飯田吉則君） 議長の許可を得ましたので、4 番、飯田吉則一般質問をさせていただきます。

今朝ほど来ございましたように、紅葉のシーズンももう終わりを迎え、また冬の厳しい寒さに向かっていくことと思います。コロナの後、インフルエンザも流行しておるようでございます。我々含め健康に留意していく必要があるかと思っておりますので、お互いに気をつけてまいりましょう。

それではまず、1 点目の質問でございます。

令和 4 年度決算を受けまして、新年度予算に向けて委員会意見として出されておりました。それに対する回答について 1 点お伺いしたいと思っております。

森林整備事業についてであります。議会の意見といたしまして、J-クレジットの発行に向け、小規模事業者や自伐型林業家など、担い手の育成に関する施策を推進するため、森林環境譲与税の積極的な活用と他市町の森林環境譲与税を呼び込むことができる方策を検討されたいというものでございました。

回答としましては、面的な森林整備を進めるため、森林整備促進事業等を森林環境譲与税を活用して実施していますが、造林補助金の不足により事業量が減少しているため、要綱改正等も含め利用促進等を検討していきます、というものであります。

求めていることに対する回答とは思えませんので、以下の点についてお伺いしたいと思います。

まず、要綱改正等も含め、活用促進等を検討していくとされてはいますが、具体的に何をどう改正することで、利用促進にどのようなつながると考えておられるのか伺います。

次に、他市町の森林環境譲与税を呼び込むことができる方策を検討する考えは、ないということでしょうか。

2点目でございます。雇用創生事業委託金返還について質疑させていただきたいと思えます。

私が所属する会派グローバルしそうでは、定例会ごとにおきまして、雇用創生事業における委託金の返還問題と、この事業における市当局の果たさなければならない責務と、会長である福元市長の責任について質疑しておりますが、一向に前向きな回答を示されていません。毎年開催しております会派の市民懇談会におきましても、議会の対応についてお叱りなり、励ましをいただいておりますところでございます。

令和2年6月3日に開催されました雇用創生協議会総会において、返還問題が解決するまで協議会は解散しないことや、その解決について会長に一任することが決められておりますが、これまで解決に向けてどのような取組が行われたのか。法的手段も取られたと思えますけれども、この問題解決には至っておりません。いつもの答弁にあるように、解決策が見当たらないという状況でいいのでしょうか。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1番、本年9月議会での前田議員の一般質問以降に、この問題についてどのように行動されたのか伺います。

2番、問題解決に向けて、協議会会員や事務局長との接触や協議は行われていないのでしょうか。

3番、兵庫労働局からの接触はあるのか。あるのであれば、どのような内容だったのか、お伺いしたいと思えます。

4番、第三者検証委員会から、市にも相応の責任があると指摘されておりますが、市当局は、問題解決に向けて何をしておられるのか、お伺いします。

5番、令和7年5月には時効期限がまいります。労働局は上部機関とも相談されて、時効にはさせないと言われております。会長に福元市長でございます、リーダーシップを発揮していただき、速やかに解決してほしいとの見解であります。どう対処するつもりなのか、お伺いいたします。

これで1回目の質疑を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、飯田議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

まず最初に、予算編成に係る議会意見への回答、このことではありますが、1点目の要綱改正等も含め活用促進等を検討しているとしているが、具体的に何をどう改正することが活用促進につながっていくのか、このことについて、まずお答え申し上げます。

宍粟市では、御承知のとおり、森林環境譲与税を活用して、市独自事業として森林整備促進事業、それから条件不利地間伐推進事業、林業事業体集約化支援事業を実施をしておるところであります。まさに、林業事業体のお力を活用する中で、森林整備の促進を図っておるところであります。

その中で、令和5年度に、県におきまして造林補助事業等の補助単価が変更になったことから、森林整備促進事業の要綱を一部改正をしました。このことによりまして、これまでどおり林業事業体が制度を活用、利用する中で、間伐等森林整備の促進につながるものと考えております。

御承知のとおり、造林補助事業は国の予算の都合によって、随分変わってくる経緯もあります。そのことも踏まえながら、このように改正をしたところでもあります。また、森林整備を進めるためには、小規模事業者や専用の自伐林家も含め、林業の担い手育成が必要なため、森林環境譲与税を活用する中で、市独自事業として、新規事業者育成支援事業、新規事業者林業機械支援事業を実施しておるところであります。

以上のように、宍粟市におきましては、林業事業者の育成と、その林業事業者における自主的な森林整備促進が進むように、施策を展開しておるところであります。

なお、J-クレジットの発行につきましては、森林所有者や林業事業者が森林経営計画を策定し、計画に基づき森林整備を行い、長期間おおむね20年間にわたり、その森林を管理していく上で、より森林経営の安定を図るための補完的な手法でありまして、J-クレジットを発行するために、森林経営計画を策定し、森林整備を行うものではないと、このように考えておりますが、将来的には森林所有者や林業事業者の利益のいわゆる最大化にもつながると、こういうことから、市としても支援内容等も今後さらに検討してまいりたいと、このように考えております。

2点目の、他市町の森林環境譲与税を呼び込む、この御質問ではありますが、これまでもいわゆる川上から川下までの連携という考え方の中で、姫路市さんやあるいは神戸市さんと、主に木材利用において、相互に森林環境譲与税が活用できないか協議を行ってまいりましたが、それぞれの市や町の考え方によってではありますが、その違いや双方にメリットの生まれる手法の構築など課題が多く、実現には至って

おりません。

しかしながら、温暖化対策での自治体間連携の協議を今も行っているところであり、今後は双方の森林環境譲与税の活用についても、さらに深掘りしながら協議を行っていきたいと考えております。

なお、また来年6年度から本格譲与税として実施されるわけでありますので、そのことを踏まえて協議を続けていきたいと、このように考えております。

2点目の委託金の返還の御質問であります。

1点目、2点目についてであります。9月議会でも先ほどお話があったとおり、お答えしておりますが、解決の思いはあるところではありますが、方策はないと、いわゆる手詰まりの状況となっております。特に現状においても、9月以降の取組はできておられない状況でありまして、また、協議会の会員、あるいは事務局長の面談も実施してない状況であります。

3点目の労働局への接触であります。現状で労働局へ相談をできる条件にも至っておらず、現在では接触はしておりません。また労働局からも特に連絡はいただいております。という現状であります。

4点目の解決に向けた市の取組ですが、先ほどお答えしたような状況でありますので、特に今段階で、今回で報告できるような取組はできておりません。

5点目の時効期限までの対応についてであります。これまで法的措置も取り入れ、捜査機関にも協力を仰ぎましたが、いわゆる横領といった法に触れる事案には至らず、事務の不適切な処理、支出というところで、解決の糸口は現状としてはないようなところであります。つかめてないということでもあります。

返還という大きな問題は理解しておりますが、これまで繰り返し御説明を申し上げたように、なかなか新たな方策が見当たらず、手詰まりとなっております。ということでもありますので、今御質問いただいたことについて、新たな方策をお示しできないのが現状であります。

以上のことでもあります。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の造林補助金等のことについてでございますけれども、そもそも造林補助金というものは、経営計画策定後に出されている補助金ではないかと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

- 産業部長（中村仁志君） 議員おっしゃるとおり、施業後にするものが造林補助金となっております。
- 議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。
- 4番（飯田吉則君） 先ほどのところでもございましたけれども、森林整備をするのに造林補助金が不足しておると、そのために施業不足に陥っておるといふようなことでもございますけれども、事業量が減少しておるといふことでもございますけれども、そもそもどれぐらいの事業をこなそうという目標があつて、どれぐらいに落ち込んでおるといふ部分について、御説明いただきたいと思ひます。
- 議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。
- 産業部長（中村仁志君） まず事業量につきましては、前年度に林業事業体の方に御要望いただきまして、毎年大体私どもの目標としております600ヘクタールという森林整備の面積に基づいたような目標数値になっております。今回の造林補助金につきましては、7月段階なんですけれども、いわゆるその半分ほどの配分しかないということで、県のほうから言われております。その理由としましては、今国・県のほうでは主伐、再造林のほうに予算を配分しておると、その中で間伐事業というものを少し配分を減らしたと、そういうふうなことで聞いております。
- 議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。
- 4番（飯田吉則君） 前にも委員会でもお伺いしたと思うんですけれども、いよいよこの環境譲与税が本格運用されるに当たりまして、今までいろんな制約がございました。これとこれにしか使えませんよというね、でも、それではなかなか事業的に範囲が狭まってしまつて、なかなか運用できないと。今ここにありますような造林補助金につきましても、結局それが使えれば、そんなに多少減らされていつても、経営計画が順調に進めていくということには、つながるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についていかがでしょうか。
- 議長（浅田雅昭君） 福元市長。
- 市長（福元晶三君） 私のほうから、特に造林補助金については国のほうにも要望して、これまでですと平均的に宍粟市が大体3億円、多いときで4億円程度の造林補助を持って間伐、先ほど申し上げたとおり、年間約600ヘクタールを一つの間伐ということにしておりまして、特に搬出間伐を中心にしてやりました。
- しかし、いろんな条件の土地の中で、産地の中で、どうしても搬出できない物もありますし、いろんな状況でこれまでやってきました。しかし先ほどあつたとおり、主伐ということで伐期を迎えておるといふ状況の中で、まず主伐をやつていって再造林を

かけていこうという動きを国が。したがってそのことについて予算をそちらのほうに少しずつ充たされるようになりまして、したがって先ほど御質問の中でそのことが現実として、実行予算が減ってきたということでもあります。しかし、森林計画は前年に立てるわけでありますから、その計画に基づいて、それぞれ事業体も含めて実施をして、予算をそれぞれ充たしながら実行していくということでございます。

したがって、そこらの課題を克服する意味においては、現状ではなかなか厳しいんですけども、特に森林所有者を含めて、特に宍粟市版の新たな森林管理システムを今構築しておりまして、年次的にあるいは場所的にも、あるいは民有林も場合によって、市有林と抱き込みながらということで、今後そういった間伐、主伐を含めてやっていく、その中でこの造林補助も活用できるのではないかなど、こういうことが一つ、1点あります。

もう一つは、環境譲与税の活用につきましては、御承知のとおり宍粟市は、7割はそういったことで山をきれいにしようと、それから間伐や主伐をしていこうと。残りの3割はできるだけ啓発であったり、木育であったり、あるいは冒頭御質問のあった他市町とのいろんなこと、こういったことの基本的な方針を定めております。

今回、来年度からかさ上げがありますが、基本的な考え方は、その考え方を持って森林整備等々を進めていきたいと、こういうことでもありますので、大きな課題はあるわけでありますが、今後また国の動向、あるいは新年度のほとんど補正の対応があるんですが、新年度の状況を見ながら、しっかり森林整備に努めていきたいと、このように考えておりまして、そのことも事業体とも共有しながら、しっかり進める必要があると、このように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） その点については理解できます。ところが、毎年600ヘクタールを目標として、このところやってきておるといことなんですけども、これ実質、林業事業体が計画的に上げてくるということになろうかと思うんですけども、実質一般山主の方々が、どこまでこの計画に対して前向きなのかという部分が、多少私は疑問に思うんですね。なかなか集約化に同意できない方があったりするというのも聞いてます。

そういう面におきまして、いかにして山主がこういう事業に参加してくるか、してもらえるかという方策も、ここに絡んでくるのではないかと思うんですけども、その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君）　今議員がおっしゃられるように、やはり山に対して無関心の森林所有者の方もいらっしゃいます。そういったところの森林整備も市としては、やっぱり今後責務としてやっていかなければならないと、そういう中で私どものほうも、その要綱を改正したといいますのも、いわゆるそういう虫食い状態にならないような山にするために、いわゆるそういう委託契約というものを、その意欲のない森林の所有者さんにもやっていただくと。そうしていただくことで市の補助制度を活用できるという、そういう制度にしております。

そういったことで、林業事業体さんのほうにもやはりモチベーションを上げていただいて、より積極的に森林所有者の方と委託契約を結んで、森林経営計画を立てた上で、やっぱり施業のより一層の促進につなげていきたいというふうに考えておりますので、私ども市としましてはそういった思いで、こういった要綱のほうも制度化しているという状況でございます。

○議長（浅田雅昭君）　4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君）　今お聞きしておりますと、要はいろいろと、そこに関心のない方につきましても、要は森林事業体、この事業体にいろんな特典を与えることによって、事業を進めやすくする。そのことによって山主の方に売り込んでいくという言い方はどうかと思うんですけども、事業推進を図っていく上で、どうでしょうという売り込みやすくするという方向かと思うんですけども、これは林業事業体によって、いろいろと差があると思うんです。

現状でも、事業体によって保障額が変わったりとかということは、よく聞きます。そういう点について、当局としては一切その辺にはタッチしないという立場でおられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君）　中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君）　あくまでも市の補助制度でございますので、林業事業体の意向に沿って森林計画を立てていただく中で、森林整備を進めていただくと、そういったことになっておるんですけども、やっぱり私どもとしましては、より林業事業体さんにメリットを与えることで、いわゆるそういうやりにくい山ですね、今現段階では経済林といいまして、やりやすい山を中心に施業が進んでおるんですけども、今後はやはり非経済林といって、やはりそういう条件不利地、そういった中でも、森林整備をより積極的に進めていただく必要があると、そういう中で私どものほうでは、林業事業体さんによりやっていただけるメリットという部分で、例えば補助金をかさ上げさせていただいて、それぞれで国や県の補助金とはまた別に、

市のほうの制度を活用していただく、それがいわゆる森林環境譲与税も活用してなんですけれども、そういったことで宍粟市の森林をより早く整備していきたいと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 市全体の森林整備に関わることをおっしゃってると思うんですけども、基本的にその事業体にメリットがある、いろんな施策を打たれるという部分で、このことが要は一般山主の方に、どんなメリットがあるとかということも、かなり重要性が高まってくると思うんです。

だから、事業体自身は進めようと思っても、一般の山主の方が理解してもらえないと全然前に進めません。そういう意味を込めて、市として一般の山主の方にいろんなPRをしていく必要があるのかなと思うんです。だから、メリットを与えたんだから事業体がどんどんやってくれよと、それだけでは前にはいかないと思うんです。

実際私の周りで自治会でも、そういう経営計画を立てました。もうほぼ90%以上の人が参加しました。でも何%かは参画しないという判断をされた方もございます。だからといって、その方が自分で山の整備をするかといったら、それもしないという。ただ単にもう置いとくんやという方もおられます。またそういう方も含めて、説得して整備していかんかったら、結局防災林にしろ、何しろ、なかなか用をなさない部分ができてくると思うんです。

そういう意味も込めて、もう少し踏み込んだ対応が必要かと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 今おっしゃられるとおり、森林所有者さんに対しましては、私どものほうも、なかなか周知できてない部分もあろうかと思えます。それで、やはり宍粟市は山の町ですので、森林の保全というものが、いわゆるその下流域の環境の整備にも役立つと、そういったところも含めて、その環境面、あるいはそれから林業事業体さんからの還元というところ、そこら辺も含めまして、山主さんのほうには、また市としての考え方をお示しできればとは考えております。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 最後になりますけれども、近隣市町にいろんな意味で環境譲与税の有効利用、お互いにしようじゃないかという問いかけもしておるということをお聞きしました。木材の有効利用だけでなく、宍粟市がやっております森林セラ

ピー、こういった物も一つのコンテンツとして、利用できるのではないかなと思うんですけれども、各企業に売り込むとかということもお聞きしました。でもやはり働く人たちの心のメンテナンス、そういうことも行うことも、かなり今重要な取組とされております。

そういう意味においても、こういう地方自治体の職員の方々のそういう部分にも、有効に利用できるコンテンツであると思いますので、そういうことも売り込んでいくということも必要かなと思います。神戸市なり、姫路市なり、宍粟市以上に多くの職員の方もいらっしゃいます。またいろんな環境の違いに悩む方もいらっしゃると思います。そういうことも含めて、そういう面に対しての売り込みが必要ではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 宍粟市特有の歴史やいろんなことを見て、先ほどおっしゃったように、森林セラピーの基地を三つ持っておりまして、多分議会にも報告してあるんじゃないかと思うんですが、昨年度、一昨年から含めて、TOPPAN印刷さんと包括連携協定を結ばせていただきました。

特に共済健保との協定であります。そこは組合員さんが約7万8,000人家族も入れていらっしゃいます。それからある面、中外製薬さん、あるいは小林製薬さんとも、そういう大きな大手の企業さんとも包括連携協定を結ばせていただいて、まさにそれぞれ3社とも経営上やっぱ健康経営という概念の中で、職員あるいは従業員の皆さん含めて、ストレス解消に向けて、我が町のそういったセラピーを通じて、また明るくなる日から元気で働こうと、こういう理念の中で合致しまして協定をさせていただいております。

本年度もかなりの方がお越しいただいて、これは特に関係人口の創出をしていこうと、宍粟市を知っていただいたり、宍粟市の魅力を感じていただいたりと、こういう目的で、かなりの方が宿泊していただいて、その宿泊についても健保組合から支援をいただくと、こういう制度が動きかけておりますので、さらにこれからそういうことについては、進めていきたいと、このように考えています。

一方、山のいわゆる森林整備に戻りますが、御承知のとおり、冒頭申し上げた新たな森林管理システム、令和3年度から施行しまして、今8地区で現状機能が動いております。特に意欲がない森林、市で頼むよ、あるいは事業体を頼むよという、そういったところを事業体と連携しながらやっておりますし、これはどうもならないので、市で直接やってくれというやつもあります。そういうこともさび分けをしな

がら、今徐々にその地域はかなり進んできておると思うんです。

ただ宍粟市は広うございまして、全体的に言いましても、かなりの面積でありますので、なかなかおいそれと5年や10年で済むものではないと思うので、長期のスパンの中で、林業事業体の皆さんも経営意欲が出たり、あるいはそれを通じて継続できるような、そんなことも含めて、今後考えていく必要があるだろうと、こういうふうに思っておりますので、その観点を忘れることなくこの問題とは対応していきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 林業経営にいたしましても、一朝一夕に利益が上がったり、実績がそこに出てくるもんでもないと思いますので、しっかりと計画を立てながら、実績が上がる方策をお願いしていきたいと思いますので、その辺のところ十分に御注意願いたいと思います。

それでは、2番目の質問についてお伺いしたいと思います。

1番目のところで、9月の前田議員の質問に対して、いろいろと御答弁いただいておりますけれども、結局、先ほどのお答えでは何も動かない、何もできていないということでございました。そのときの答弁では、前田議員のおっしゃったことも含めて、いずれ協議会の皆さんと協議しなければならないと、返還金も含めて考えていくというふうにおっしゃっております。にもかかわらず、9月以降、この3か月の間に、一切そういう行為はしておらんと、おらないという回答でございました。

これは、しなかったのか、できなかつたのか。できなかつたのであれば、なぜできなかつたのか、その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） しなかったのか、できなかつたのかといいますと、はっきり申し上げてしなかったということです。できる状況ではなかつたと、両面であります。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） しなかったというのは、いわゆる自分がやらなかつた責任を放棄されておるといふふうに取りれるんですけども、それでいいんですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） どちらかというところ、しなかったのか、できなかつたのかというところ、しなかったのが、それが現実であります。したがってそれができなかつたということで、決して言葉のあやではありません。ただ、冒頭申し上げたとおり、協議

したり、あるいは報告したり、そういうふうな状況が動いておらないので、先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 普通、何か事があって考えねばならんというときには、こんな問題になったら逆に私らごときの間人は、夜も眠れないという状況に陥る。どうしよう、どうしたらいいんだろう、こうすればいいのか、ああすればいいのかと、いろいろと考えると思うんですよ。その考えの一端を、周りの人たちに相談して、こういう考えを思うんやけど、どうだろうと。そんなもの駄目ですよと言われるのか。ちょっとみんなで検討しましょうかと言われる、それによって少し肩の荷を下ろしながら、次に向かって相談していく。これが普通の人間のやることだと思うんですよ。

市長がおっしゃってるのは、何にも考えておらんと、考えようがないんやと。だから相談もできないと。全くこれ放棄に近いものであると、放棄そのものやと思うんですけども、そういうふうにお考えになりませんか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変厳しいお言葉だと思うんですが、前にも前田議員さんにも、大畑議員さんにも、この議会のたびに答弁申し上げました。決してそのことを忘れておるわけではないと、それからあるときは、前田議員さんがおっしゃいました、おまえが全部払ったらええんやと、これも事実であります。この中で。私は場合によりまして、国に対しては私自身を訴えてほしいと、こういうお話も事実させていただきました。御存じのとおりだと思います。

決して、私は毎日そのことを忘れたわけではありません。ただ、私だけではないので、皆さんと相談したいんですけども、ただなかなかそのような状況ではないというのは、この場で申し上げたとおりであります。

したがって、おっしゃるとおりは、おっしゃるとおりだと思うんですが、私は決してそのことを忘れたわけではありませんし、責任を放棄したつもりもありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと。ただ現実として、結果として、飯田議員がおっしゃるように、政治は結果ですけども、結果として動いてないのは事実でありますので、それ以上の答弁はできない状況であると、こういうふうに理解していただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） かなりきついことを言うように思います。私もはっきり言っ

て。でも、やはりどこかに結果を求めて動いていかなければならないのも、事実であります。おっしゃったんです。前田議員おっしゃることを皆さんと相談して、ということもおっしゃってます。事実。それはされてない。そうですね、協議会会員の当事者の方にもお伺いしました。全然声もかからへんということです。

そういうことなので、そこを何とか糸口を見つける努力をするということが、見せるということがやはり大切だと思うんですよ。いや、分かりますよ。法律的に訴えても、不起訴になるというようなことで、どこへこれを持っていったらいいのかという部分について、でもそれを会長である人が1人で考えるんじゃなくて、やっぱり行政の職員、もともとそこを担当した部署があるわけです。今は市長公室に変わったりしてますけども、その当時の職員さんからいろいろとお聞きしました。これ大丈夫なんだろうなということもございました。

そのときに、しっかり協議会の監視をしていくという、課長職以上ぐらいの部署を立ち上げて、見ていくんだということをおっしゃってるんです。それを1人で市長がかぶっていく必要もないと思うんです。その方たちは何をしとったのかということとは十分、それが市長が会長であるがゆえに、それを声を大にして言えない。確かにそうだと思います。

でも、やはり与えられた部署で、そこを任された以上、その職員さんたちはきちんとやっとなあかんことができてなかったということなんです。そのときの答弁でも、できてませんでしたという答弁は十分聞いてます。協議会をつくったけれども、会議は一度か二度しか、その当時ではされておりました。この事件が発覚するまでね。それはもう口を酸っぱくして、私どもは言ってまいりました。そこに隙を見せると、どうしてもやらなくてもいいことをやってしまう、きちんと行政が見守らなあかんのやということとは言ってまいったのに、そこができてなかったと。これはもう行政マンの失敗としか言いようがございません。その辺について、市長公室長、いかがですか。市長。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そうおっしゃったことについては、いわゆる第三者委員会というか、委員会からもいろいろ御指摘をいただいて、当時それぞれの議会でも報告させていただいて、二度とこのようなことがないように指導体制、あるいはこれから国や県のいろんな状況を踏まえて、しっかりチェック機能を持ってやっていきますと、これはお答えしたとおりであります。

ただ同時に、私は当然協議会の会長でありますし、会長を受けた責任もあります。

それはもう責任逃れするつもりもありませんし、私は職員がいろんな立場でやってくれたと思うんですが、職員を責めるつもりもありません。したがって、この解決については、協議会の会長として当然その責任を全うしていきたいということは、この前も申し上げたとおりであります。

どなたがおっしゃったか分かりませんが、呼びかけもさせていただきました。しかし寄って来られない状況もあったのか、なかなかお越しでない状況もあったのも事実であります。どなたにお聞きになったか分かりませんが、それぞれの役割があったわけであります。副会長、会計責任者、幹事、それから理事、総会は確かに2回開いただけであります。多分おっしゃったのは総会ではなしに、水面下での事務的なチェックだと思うんですが、総会は2回確かにありました。

総会では繰り返しになりますが、それぞれの決算状況や事業報告を聞いて、それぞれの監査やいろんな手続、県からの監査も受けて、我々はそれは正しいものと判断し、それがよいか悪いかは別ですよ、事実ですから。そういうお話もさせていただきました。ただ、いつまでもこのことは、やっぱり放っておくわけにいかないのは、当然のことです。しかし、現実、なかなか動いてないのも、これは誠に申し訳ないですが、そのとおりでありますので、うそも隠しもなしに、つぶさにその報告をさせていただいております。

いずれ、前にも前田議員がおっしゃったように、おまえ1人が払ったらええがということでもありますので、そのことも踏まえながら、私はやっぱり皆さんの場合によってメンバーも公表しながら、皆さんどうなっとるんやと言いたいところもあるんです。そのことは御承知のとおりだと思うんです。

しかしやっぱり、大切な市民の皆さんと一緒にまちづくりの方向を向いていったと、こういう思いの中でこれまでも申し上げたとおり、その名前を公式に公表したことは私はありません。したがって、このことは今日も踏まえて、できるだけ早くやっていきたいんです。しかし現実にはなかなか人のうつろいというのか、人の情というのか、そういった問題で特にお金にまつわる問題でありますので、私はより慎重にこのことは進めていきたいと、このように考えておりますので、今日のところはこれまでと同じお話ししかできないということで、誠に申し訳ないんですが、そのように理解していただきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） こうして市長の会長としてのお話を聞いておりますと、本当にそうやなど、納得してしまいそうになるんですけど、でも、それで物事が収まる

んやったら、世の中世話ないというのが本当のところですよ。これ実際今これ宍粟市の市長が会長であって、そういうふうに訴えられています。訴えられえておるというか、まだ訴えられていません。訴えられていません。でも、でも最終的には訴えなあかんかなというふうに言われとんですよ。

でも、普通の人間やったらこんなことで済まんのですよ。そう簡単にどないもならんのか、方策はないんや、まだ考えとんや、ちょっと待ってくれと。それだけでは通らんのが世の中ですよ。でも市長はそれをずっともうこのところ、何年になるんですか、おっしゃってます。

でも、やはり、そこのところはもうちょっと前向きな姿勢を出さんと、市民も納得しませんよ。市民が誰やと言われたら、これも難しい話なんですけれども、宍粟市市民の中に多くの方が我々に対しておっしゃる方が、そうおっしゃいます。そんなんで許しとっていいのかと。いずれというたらいつなんやと。

先ほど申しましたように、令和7年の5月に時効期限が来ると、労働局のほうでは、その時点で時効にするつもりはないという姿勢でございます。それまでには何らかの形で、協議会のほうから、市長のほうから解決策を提示しなければならないと思うんですけれども、それまでにはするというお考えなんですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 反問を。

○議長（浅田雅昭君） 許可します。反問の内容を述べてください。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは少し教えてください。私は今日初めて時効という話を飯田議員から聞いたんですが、私は昨年は国とは話をしておりますが、それまでもいろいろ話してきました。決して何も話してないんでなしに、初めて時効ということ、これはどなたがいつおっしゃったんでしょう。先ほど7年5月というと、私も確認しますけれども、私はそんな話一度も聞いたことがない。もしあったら教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 反問について答弁を求めます。

4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 私ども会派で兵庫労働局のほうへお尋ねしまして、このことについて伺いました。その時点で、最初の返還金を請求してから5年、5年で時効が来ると。ということは7年の5月ですねということに対して、そうですと。しかしながら。

○市長（福元晶三君） （聴取不能）

○4番（飯田吉則君） 名前は、当時の課長の。今回は、今おられる課長は上村さんですけれども、その当時の課長にお聞きしております。その上村さんから、この8月に行ったときに確認はしています。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

続いて反問。

反問の内容を述べてください。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 8月にお会いして、先ほど上村課長がおっしゃったということで、確認よろしいですね。私は多分その方にもそうですし、その前段でも、前の前田議員の御質問でお答えしたとおり、決してその時効という話なんか全く出ておりませんでした。繰り返しになって申し訳ないんですが、そのような状況をいつまでも放置するわけにいかんと、したがって法的にしようとしたら、我々も努力したけども、いわゆる告訴したけどどうもならないのですと。

したがって、協議会のメンバーの皆さんも、お金の配分についても、皆さん決して悪いことした思いがないと、不正でポケットに入れたものでもないんだと、町を何とか、あるいは森を、あるいは人の雇用を広めようと、こういう思いでやられたんだと。

したがって、もしよろしければ、国から私を告訴してもらったら結構ですというお話は、聞かれましたかどうか。

○議長（浅田雅昭君） その反問内容を理解していただきましたね。

内容について答え、お答えください。

4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 今反問されたのは、国から私を訴えてもらっても構わんというのを市長がおっしゃったことを、聞いたかということですね。

それは聞いてません。市長がそういうことをおっしゃったことは聞いてません。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

続いて答弁、福元市長。

○市長（福元晶三君） それは、誠に残念であります。一方的に聞かれて、私の意見は労働局には全然行ってないということですね。それはまた労働局に確認したいと思います。

私は繰り返し、隠してるつもりもありません。これまでも言ったとおりであります。

す。そのように労働局とは、この間やってきました。ただこの1年はその後何もないので全く進展しないと、こういう状況でありますので、それは確認させていただきました。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 今おっしゃった、国へ市長の思いが届いていないということは、私らには分かりません。国は分かっておっても、私らにそれを言わなかつただけかもしれない。それは市長の言葉を私たちに、市長がこんなことを言うてますよということは、恐らく言わないと思います。それはちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 反問の内容を述べてください。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それは分かりました。それでは現状だけをお尋ねになったこととありますが、この間、飯田議員も議長をなされておりました、いろんな情報も御存じだと思います。それあまりにも私は個人的な反問ですので、一方的なことだけ聞かれたと思いますので、私の言い分は全く国に届いてないということですね。そのように理解したらいいわけですね。全く聞いていらっしゃらないと。そうですか、はい分かりました。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 市長が今、聞かれたんですけども、実際市長がどういうことを言ってきてとかというようなことは、私らも質問はしてません。そういう意味での質問はしてませんので、だから当然向こうも福元市長はこういうふうに言ってますよとかいうことも言いません。

そして、言われておるのは、要はもう福元市長が会長なんやで、また市長でもあるんやから、何とかリーダーシップを発揮して、このお金だけ何とか返還できる状況をつくってもらいたいと、それだけが我々の思いなんやということは、再度、再三聞いてます。だから私たちも市長にお願いしてるのは、会長として一任された以上、いろんな手だてを考えて、皆さんと協議して、返していただきたいと。それが、どういう形にしる、返していただきたい。その状況を何とかつくっていただきたいということを我々も言っとるわけです。

その中で前田議員がおっしゃったのは、税金を使わんとするんやったら、とりあえず市長が立て替えて払っとくさかいに、皆さんで分ける負担率を、後で考えたほうがいいんちゃうかと。

○議長（浅田雅昭君） 飯田議員、今反問に対する答弁の時間中ですので、よろしく
お願いします。

福元市長。

○市長（福元晶三君） そうやって労働局で現状を聞いていただくことは、非常にあ
りがたいんです。ただ私の思いとしては、一方的に聞かれることではなしに、例え
ば両方のスタンスも聞いていただいたらありがたいと。当然、議員としてお訪ねに
行かれたら、当然払えや、払わんの話になりますので、場合によっては市長もそこ
で、これまでも個人としても、市長としても行って、いろんなお話をつぶさに皆さ
んに報告させていただき取りましますので、できたら公平性の観点から、両方の意見も
聞いていただいたらありがたいです。その上に立って、私はやっぱりどうあるべき
かと、このように考えています。

最後になります、お答えの最後になります、基本的には私は前にも申し上げ
たとおり、何人かで割ってくれやというお話も、これも現実できませんでした。正
直。それは繰り返しであります、多分聞いていらっしゃると思いますが、それに
関わった人たちは何も悪いことしてないんだと、ごく一部の人はあるかも分からん
けどもという思いが。

したがって、これはどうしても前へ行く話でもないということでもありますので、
私は先ほど申し上げたとおり、労働局に対しては、私個人をしていただいて、その
法の、あるいは裁きによって私がやりますと、もうこれ以外ないのかなということ
で、それ以後進展してないと、こういうことでもありますので、もしそれが間違っ
ておったとしたら、私は広く市民の皆さんに、関わった人たちはこういうことですよ
と、こういうところですよとオープンにして、じゃあおまえも悪いけど、みんなも
悪いんやでという市民の感情が広がったら、私はそうしたいと思うんですが、残念
ながら私は途中怒られましたが、優し過ぎると言われました、市民の皆さんを悪者
にするわけにはいかんのです。そのことを理解していただきたいと、このように思
います。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） ここからは普通の質問になります。市長はいろいろとおっし
ゃいましたことは、私何度か市長と直接お話したときに伺っております。私はね。
それを広く人には言いませんけれども、先ほど言いました市長公室の見解をお伺
いしたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） おっしゃるように、令和2年の4月に返還命令がありまして、5月1日が返還期限ということで、その後いろんな情報といたしますか、それまでの経営経過、御質問をいただいた点については、全員協議会あるいは一般質問でもグローバルのほうからたくさん質問いただいております。

その中でお答えしてきたとおりでございますので、会議、指導については至らない点があった。これは第三者委員会で指摘のあったとおりでございますので、そういったことは繰り返さないような形で、再発防止というところにもつながってきておりますので、そういった点については詳細については、これまで説明させていただいたとおりということで、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） では、その当時担当されておった方もいらっしゃらない、水口部長がいらっしゃいますけれども、いらっしゃらないということで、当時の方はやりかけた事業について、できることは次につなげていきたいというようなこともおっしゃってました。

そういう意味において、現状そういうことを何かそのときの名残が、続けられておるといようなことはございますか。またこのことについて、何か検討されたこと、市長に対して、会長に対してこういう助言ができないかというようなことに対して、会議でありますとか、打合せでありますとか、そういうようなことをされたことございますか。この3年ほどの間に。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 当然この報告の中でもさせていただいてますが、3年の間には、協議会のほうの総会をさせていただいて、市長のほうに返還に向けた解決方法ということで、合意を得て捜査機関への即告訴という形のところも取らせていただいております。

そういった中で、結果的にはそれが糸口にならなかったということでございますが、それ以外にも返還に向けた方法であるとか、そういった内部での話をさせていただいておりますが、現状としましては、ここ前回のときも報告させていただいたとおり、なかなか解決に向けた方策といたしますか、そういったものは出せていないのが現状であります。

以上です

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） とどのつまり、解決策は見当たらんということで、物事が空回りしとるといいますか。そういう状況なのかなというふうに思うんですけども、やはり空回りしながらでも、やはりそのことを協議し続けるということは大切やと思うんですよ。言われたからするんじゃないくて、自分たちで何かないかと、月に1回でもそういうことに対して協議していく、相談していくということは必要なことやと思うんですよ。いっぱいいろんな政策を打ち出してやってはります。あります事業の、でも、その前の一つのことが尾を引いてる。それを市民に理解してもらえるかどうかという部分は、かなりきついものがあると思うんです。せっかくい事業を打ち出しても、大丈夫なんかと、これは大きな負の遺産になってます。何とか早くこれを解決するということが必要だと思うんです。

そのためにも、やはり市長公室が中心となって、いろんな意味で、市長に進言できるという状況にないと、市長も大変ですよ。市長はわしが考えてると、1人で責任を負うようなことをおっしゃってますけども、でもそうさせる、そうさせとっていいんですか。その辺のお考えを公室長。公室長はあのときはあれやったね、嚴重注意やったと思うんですけども、それだけで責任を果たしたというふうに思われますか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 当然、今協議会の書類というのはいちに預らせていただいていますので、そういった物を何かあるたびに、これが引っかかってないかなというような見返しはするわけなんですけれども、こと現状に至っては少しそういった機会は減ってきているというのが現状でございます。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） もう長い年月がたってます。本当に市長は忘れたことないとおっしゃいました。当然、忘れることはできんと思います。また片や、そこに名前が挙がった方々についても、これ枕を高くして寝れるかといえ、そうでもないと思います。やはりいろんな意味でそこに関わったということに対して、責任は持っておられると思います。

そういう意味において、やはり一日も早い先ほど申しました、令和7年の5月を待たずに、何とか解決していく方法、先ほどから市長は聞いてないということをおっしゃいましたけども、確かに労働局で時効はあるのかといったら、5年ですと。5年といえ、じゃあ7年の5月やなというのは、そうですねということです。それで、そうになったら時効にこうなるんですかと言ったら、いえ、上の機関、法務省

関係、そういったところとも相談の上、そうはさせないというふうにおっしゃいましたので、結論的には、それまでに何らかの動きがあると我々は思っています。

だから、できるだけ早く、まずそういうことになれば、またマスコミに取り上げられて、今まで眠ってた子を起こすように、何や宍粟市はまだこれを引っ張ったんかということが大きな話題になってしまうと思うんです。せつかくときが、人の頭から、消したろうとしとったことが、また再燃してくるということになります。

またそれを私は望んでませんが、きちんとした形で結論が出されることを望みますけれども、やはり不名誉なことでもあります。これだけは避けたい。そういう意味において、今市長にこういう質問をしておるわけで、何とか、先ほどが市長おっしゃったように、私も考えてますと、自分の責任として最終的に自分の責任としてやれというんやったら、私が負うという決断までされておるということをお聞きしました。

でもそれ以上に、何とかそこにならん状況で、収めることができないかということ、何とか職員の皆さんと協議して、また旧会員の方々とも協議して、やりましようよと、せつかく宍粟市をいい方向に向けようとしたことが、こうなってしまったのはもう仕方ないんで、けつだけきちんとしてしまうという作業をお願いしたいというふうに思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ありがとうございます。そのように私はしていきたいと、このように思って出ています。決して諦めたわけではありません。ただこの間、プライベートでも議長時代にお話したとおり、私はこの間いろんな勉強もさせていただきました。当然甘さの問題、分かったという返事の甘さの問題、人を見抜く力、これもあります。これは今さらどうもしようがないことではありますが、人というのはやっぱりそれぞれ、お互いによしやろうと言ったときの思いをどうつないでいくかということも大事であります。

それは当然貴重な大切な市民の皆さんが、よし頑張ろうと自らやるがごと、市長に任せとけと、こういう思いで言われた。しかし、こと問題が起こると、やっぱりおまえが悪いんだという、このことが私は非常に残念でなりません。そんな町ではということがあります。

したがって、その人たちをとやかく私はもう今さら言うつもりはないんですが、ですから、あとは法的にいろんな意味で、国にもお願いして、この問題を解決する以外ないということで、繰り返しになりますが、先ほど来申し上げたとおりであり

ます。そのことを聞いていらっしやらないので、しようがないですが、決してそれぞれの方々に何もしなかったわけではありません。

ただ私は学ばせていただいたのは、やっぱり人というのは、いずれにしても責任もありますし、言ったこと、あるいは行動したこと、子どもたちにも恥じない、こんな生き方をすべきかなということを学ばせていただきました。その教訓を基に、私自身が今後このことの対応を、国がどう判断するか分かりませんが、国の対応によって、私は従っていきたいと、このように考えております。ちょっと雑感も入りましたが、そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則議員。

○4番（飯田吉則君） 市長の今現状の心構えをお聞きしました。我々もこの協議会が国に認可される前に情報をつかんで、これはちょっと気をつけないといけませんよということを、産業部なり、いろんなところに言いました。でも、最終的に分かったのは新聞で、国からの認可が下りたということでございまして、それから、大丈夫なのかということをお願いしたわけでありまして、

だから、我々がひねくれた人間で、何でもかんでも疑ってかかるというふうな思われても仕方ないんですけども、実際、この方は大丈夫なのかという疑念はありました。だからその辺の後ろをきちんと裏を取った上で、やらなあかんのやろうということも、きちんと言ったわけですけども、最終的にその部分は一切表に出てきませんでした。とても残念です。

そのときに、そうなってなければ、市長にこんな思いをさせることもなかったというふうな思いであります。そういう意味において、今後いろんな場面があります。先ほど述懐されました市長の気持ちもよく分かりますので、もう全職員もその気持ちで、これからのいろんなことに取り組んでいっていただきたいと思います。

これで、最後にさせていただきます。

○議長（浅田雅昭君） 答弁は。

○4番（飯田吉則君） お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのとおりでありまして、その当時議員協議会や、また議長になられてからも、いろいろお叱りを受けました。私は正直あのとき申し上げたとおり、その方がどんな方かも存じ上げませんでした。後で事が起きてから、こんな何であんまり知らなんだんかいと、こういうお叱りも受けました。事実であります。その報告もさせていただきました。

ただ、私は市政を担当する上におきまして、市民の皆さん含めて、当然その方も当時は市民でありましたので、市民の皆さんを疑うことから事業を展開するより、お互いの信頼して信用して皆さんと一緒に頑張ろうというスタンスを持ちたいんだと、これは結果としてあだとなったわけではありますが、私はその姿勢は間違いなかったと今でも思っております。

したがって、最終的に決して職員にどうのこうのじゃなしに、私自身がこのけじめをつけないかんとということもありますので、繰り返しになりますが、国の動向を見て、あるいは今後労働局がどう出られるのか、場合によっていつ会えるようになるのか分かりませんが、そのことを踏まえて、私自身としてもけじめをつけていきたいと、そのけじめはどうなるか分かりません。法的になるのか、恐らく法的しかないだろうと、私は今の段階では思っておりますので、そのように御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

これで4番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

続いて、津田晃伸議員の一般質問を行います。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。本日最後の一般質問です。よろしくお願いいたします。

今回で8回目の新病院建設についての一般質問をさせていただきます。

市長からすると耳が痛くなる話かもしれませんが、今回私が病院の話をもたせていただくのも、現在宍粟市では、未来へつなぐ新病院を考える市民の会という団体が立ち上がり、新病院建設の見直しを求める署名活動が行われました。

私は先般その代表の方たちに呼出しを受け、お話を聞く機会がありました。実際先日の神戸新聞の記事にも載っておりましたが、7,000人を超え7,535名の署名を集められた、この記事を拝見しました。本当に多くの方が新病院整備事業に課題を持ち、ここまで活動されたことに本当に敬意を払いたいと思います。

私の同世代の方々も多く活動に参加されておりました。議員として、自らが動かないといけないところですが、私は議会では、いつも少数派で多数決では負ける。皆さんが本当に声を上げるときは来てるんじゃないですかと、話したこともありました。それがここまでの結果になったこと、これは宍粟市の多くの方々が市政に関心を持ってくれたことだと、非常にうれしく思っております。

と同時に、次は私の番だという思いで通告を行いました。全ての署名が本当に有

効なのかなど、整合性の部分あるとは思いますが、我々議会議員はやはり住民代表の議員として、この声を見捨てて本当にこの計画どおりの事業、今の現計画で進めていいのか。これだけの方が疑問を持って、疑問を抱いておられる。この状況で、市として過去最大の公共事業である新病院建設に対して、この声を見捨てて進めることが本当に宍粟市にとっていいのかという疑問を抱きました。

また、各議員に対しても要望書を提出され、署名活動への参加も求められておりました。7,000人を超える方々全てが私の支援者でもありません。しかしその中でも多く、私を議会へ押し上げてくださった方々も多くいらっしゃいます。市長の支援者の方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。やはり住民代表である議会議員として、私はその方たちの代表という意味で、その声を見捨てず届けるのが、私自身の仕事であり責務と思い、今回の一般質問に立たせていただいております。その上で質問させていただきますので、市長には的確な御答弁をお願いいたします。

それでは新病院整備事業について、今回大きく5点について質問したいと思いません。

まず1点目、署名の内訳は、市内の有権者約3万人のうち、約8割の2万4,000人の方のお宅に戸別訪問し、約半数の1万2,000人に会うことができたこと、その中の約半数が見直すべきだと署名されたと。残りの半数は現事業計画に賛成というわけではなく、ほとんどの人が行政からの説明がないので分からないという回答であったとの報告でした。このまま進めるべきという意見は、わずか2.5%でしかない結果だと訴えがありました。

見直すべきと署名した7,000人を超える方々の声を多数と捉えるのか、少数派と見過ごすのか、この事態を市長がどう受け止められているのか。聞かせください。

続きまして2点目に、先日の文教民生常任委員会での説明では、総務省のアドバイザーであるトーマツから、経営強化プランについては妥当であるとの回答をもらっているとのことでありました。県の市町振興課も、新病院の収支についてもおおむね妥当であるとの回答であったということで、報告を受けましたが、議員協議会の中でも受け取り方が違う方もあったので、ここで再度確認を行いたいと思います。

公立病院経営強化プラン策定に向け、特に病院の建て替えに対して、当該公立病院の役割機能、必要な機能分化、連携強化の取組、適切な規模、医師、看護師等の確保方策、収支見通し等についても、現計画が妥当であるとの見解であったのか、お尋ねします。

三つ目に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを示し、経営強化プランの策定を、総務省が病院事業を設置する地方公共団体に要請しております。私は、中播磨、西播磨の医療圏が一緒になり、播磨姫路医療圏域と見直しされたことが、とても問題だと感じております。姫路を中心とする現在の医療圏は広過ぎるのではと考えております。

その中で、地域医療確保のために人口減少が進む、一自治体で3次救急、いわゆる救命救急ができない病院に、国の支援が一部あるとはいっても、単独で156億円もかけることに私は疑問を持っております。署名活動で多くの方々もその矛盾に気づき、その輪が広がっていると考えます。このままでは病院が完成した頃には、全市民が疑問を持つことも考えられますが、それでも強行する理由は何なのか、お聞かせください。

私なら課題を県と市で共有して、国に投げかける活動を行い、国に県と市が一丸となり、地域課題の解決に向けた要望活動を進め、市民への理解を深めて進めたいと考えます。

A I 診断、遠隔医療といった最新の技術を用いた構想やビジョンを掲げ、新病院建設に挑むべきと考えますが、なぜそこまで急がれるのかお聞かせください。

四つ目に、以前の一般質問でも同様の質問を行いました。同じ税金を納めているのに、宍粟市の方々は今後増えるであろう、脳梗塞や心筋梗塞の際に、新しく建設された病院では救急対応ができず、姫路の病院まで搬送されることになる。時間が勝負と言われる脳や心臓の病気の対応に、それだけの時間を要す地域に、人が安心して住めるのか。北部3町の方々においては死活問題と考えます。昼間であればドクターヘリの活用も考えられますが、夜間はどのようにするのか。搬送に時間を要し、助かる命が助からない。医療と教育は本来国が支えるべきで、そういった声を届けていくのが首長の責務と考えます。

そういった課題を解決していくことが真の人口減少対策になると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、現在、現状ダ・ヴィンチ、兵庫では「h i n o t o r i」等のロボット支援手術、執刀医師が同じ手術室内にある手術支援ロボットを操作しています。しかし将来的には、手術支援ロボットのコックピットと手術台をネットワークを介して、離れた場所に設置することによって、遠隔ロボット手術が可能となり、地方の病院の未熟な執刀医が遠隔地にいる指導医の遠隔操作支援を受けながら、ロボットを操作して大部分の手術を行い、指導医師が難易度の部分の執刀を分担する。

現時点では実証実験中であるが、このように地方で先端医療を学ぶ機会をつくることで、若手医師の育成が可能となり、地方の脳外科、循環器系医師不足や医療格差の課題が解決できるというが、せめてダ・ヴィンチ等のロボットを導入して高度3次救急にも対応できるようにすべきとも考えるが、市長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了したいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 津田晃伸議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、津田議員の御質問に御答弁申し上げたいと、このように思います。

後ほど、何点かは副院長のほうから、強化プランのことについては答弁させたいと思います。

まず最初に、先般12月5日に市民の会の皆さんから署名の提出を受けております。それで市長はどう思うんだと、こういうことでありますので、どう受け止めたんかと、こういうことでありますので、実は12月5日にも約10名ほどの方がお越しただいて受け取りをさせていただきました。そのときも申し上げたことと、ひょっとして、ここにいらっしゃる方はかぶるかも分かりませんが、それ以外のこともありませんので、言ったことも含めて答弁させていただきたいと思います。

特に、7月から11月の末まで5か月間にわたりまして、市内各地で署名活動を展開されたと承知をしております。そのときにもお聞きしました。大変御苦労された活動だったと思われると、このように申し上げたところです。そのとおりで思ったと思います。

市民の皆さんには、既にこれまでいろんな機会を通じて、新病院整備事業について理解を深めていただくよう、必要な取組を行ってきましたが、残念ながら十分な理解を得られなかった。一定数の方々を生じさせてしまったことはじくじたる思いであります。

特にこれまでも、何回も申し上げておったところではありますが、西播磨地域における地域医療の担い手として、宍粟総合病院に求められている役割をしっかりと果たしていくため、新病院整備事業は着実に進めていく必要があると、私は考えております。そのためにも、必要に応じて今後整備事業に関する情報提供を行うなど、市民の皆さんの理解を深めていくよう努めていきたいと、このように考えておりました。そのように受け止めております。

次に、これは3点目になりますか、単独での新病院をなぜ急がれるのかということとであります。

私は当然議会に対しましても、また特別委員会もしていただく中で、何回も御説明を申し上げてきておったんじゃないかと思えますし、津田議員もよく御承知のとおりでありますし、その上に立っておっしゃったんだと、このように思っておりますが、西播磨北部地域における地域医療を守るために、総合病院が果たすべき役割につきましても、市や地域住民が独自に自由な発想で設定できるような性格のものではなく、県が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、新病院整備事業を推進していく必要があります。

この整備事業の事業主体としては、県が策定している地域医療構想や、国が令和元年度に示した統廃合リストにも、総合病院が上がっていなかったことから、現病院の設置者である市が、単独で整備することが基本であることは明らかだと、このように考えております。このことは繰り返し申し上げたとおりであります。

また、整備事業費については、当市を取り巻く地域医療に関する各種データに基づき、策定済みの基本構想、あるいは基本計画を踏まえ、合理的に算定しているものの、昨今の建築価格の高騰により、事業費の増加を招いているところであります。

現在お示ししている額そのものも含めながら、特に持続可能な医療提供体制を確保するため、交付税単価の増額や、地方債償還に対する有利な交付税充当率の適用など、県と連携して、国に対し財政支援を強く要望をしているところであります。

整備スケジュールにつきましては、基本構想の中で、当初から設定していたスケジュールを踏まえ、県やその他関係者等を適宜協議しながら、計画的に進めているところであります。

御指摘のありましたAI診断、遠隔医療については、消化器内科、あるいは放射線科関係で、現在現病院の段階から一部開始をしている物もありますが、今後におきましては、その充実・強化を図っていききたいと、このように考えております。

4点目の夜間の脳梗塞や心筋梗塞対応をどうするのか、医療と教育は、本来国がと、こういうこととありますが、まさに真の人口減少対策になるんじゃないかと、この御質問でありましたが、人口の減少を抑制していくためには、まさに長期的な視点を持ちながら、着実に成果を積み上げていくまちづくりが必要であります。まさに、かねてより申し上げておりますとおり、政策の総動員の中で、この問題と対峙しなくてはならない。このように考えておきまして、人口減少対策の方向性を明確に示す四つの柱として、「住む」、「働く」、「産み育てる」、「まちの魅力」

を定住促進重点戦略に掲げ、その取組を現在進めているところであります。

その一環として、地域医療の充実を図る新病院の建設と人口減少対策を両輪で進めているところでありまして、住み続けたい、あるいは住んでみたい町、まさに安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせる町の実現を目指しているところであります。そのため、総合病院の設置者たる市が、国や県からも様々な支援を受けて、地域医療の充実に取り組んでいるところであります。

そのような状況下であります。全国的に見ますと、医療支援が不足し地域偏在等が生じ、一つの病院で全てのことを完結することは不可能となっております。播磨姫路医療圏域においても、県が策定する地域医療構想に基づいて、各医療機関が機能分化、連携することによって、総合病院としては2次救急までを対応し、医療圏域内において、患者の命を守る医療体制を構築しておるところであります。

お話のあった、脳梗塞やあるいは心筋梗塞等においては、治療開始までのアクセス時間の長短が、まさに患者のその後を左右する重要な因子であることから、重症度が高い患者さんにつきましては、県立はりま姫路総合医療センターなど、姫路地域の超急性期における治療が可能な医療機関への速やかな搬送が必要になり、夜間帯におきましては、救急車による搬送に頼らざるを得ない状況下であります。

急性期を脱した比較的重症度の低い患者様につきましては、総合病院の現在の医療機能で一定対応できるものの、今後の専門医療のさらなる充実を図っていただく中で、最大限努力をして医療機能の向上を図っていききたいと、このように考えているところであります。そのことこそが、市民の皆様にもまさに安心を提供できると、私はこのように考えております。

他の質問については、副院長等々、担当部長等から答弁をさせたいと思います。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、津田議員の御質問の2点目と5点目についてお答え申し上げます。

まず2点目の、経営強化プランに対しての妥当性の再度確認及び総務省アドバイザーは、管内病院の建て替えに対して、現計画が妥当であるかとの見解についてでございます。

公立病院経営強化プランの策定につきましては、総務省より令和5年度中に令和9年度までの計画策定が要請されているところでございます。公立宍粟総合病院経営強化プランでは、当院が令和8年度末ごろの開院に向けて、新病院整備事業を進

めていることから、当該事業の基本計画との整合性を図り作成しているものの、新病院整備事業に関する事項のうち、新病院の機能・諸室の設定、建設条件等につきましては、基本構想・基本計画で整理しておりますので、今回の経営強化プランでは記載しておりません。

このような中で、経営強化プランの策定に当たりましては、県や総務省アドバイザーからのアドバイスといたしまして、基本的に市で作成した素案につきまして、おおむね妥当であるとの御見解をいただいているところでございます。基本的な考え方や内容についての修正意見はなく、何か所か書きぶりについてのコメントをいただきました。

とりわけ財務面では、県市町振興課からは、これまで試算していた起債の利率を直近数値に置き換えるほうが実態に合わせた対応であることや、プランの5年間の収支計画だけでなく、新病院開院以降は経常損益で赤字が続くため、参考資料として9年度以降の収支シミュレーションもつけるようにとのアドバイスをいただきました。また、総務省アドバイザーであるトーマツの方からは、レセプトデータによる分析方法や収支計画の妥当性についてのコメントもいただいたところです。

令和5年度から令和9年度までの5年間におけます病院経営強化プランの構成や、新病院開院10年後の令和18年度までの収支計画についても、おおむね妥当という見解をいただいておりますが、新病院に関する収益的収支に関しましては、一部検証を求められている部分が残っておりますので、アドバイザーと相談の上、解消したいと考えているところでございます。

5点目のダ・ヴィンチ等のロボットを導入し、高度な3次救急にも対応できるようにすべきではないか、についてでございますが、ロボット支援下手術の実施につきましては、大学病院をはじめとする高度急性期病院を中心に実施されていますが、現時点では、全国的にも数多く展開されている状況ではございません。また、機器の購入費用として、約2億円から3億円、保守費用として、約2,000万円から3,000万円が必要となります。

医師や患者の負担軽減の面でメリットはあるものの、実際の運用開始に当たりましては、指導側の体制に加え、サポートする側の総合病院のスタッフの技術研修や高額な医療機器の購入が必要なため、関係医療機関との調整やコストパフォーマンスを踏まえ、適切な時期を見て検討を進めたいと考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） それでは、順に再質問させていただきます。

まず1点目、未来へつなぐ新病院を考える市民の会の方々が、2年間活動されて実際署名活動を行われたと、行政の説明に不足感を感じて、やむなく直接市民の意見を聞こうということで署名活動を始められたと聞きました。その中で署名活動を行った人々は、暑い中汗をかきながら、市内の家を1軒1軒訪問して、一人一人の意見に耳を傾けて話を聞かれたそうです。わざわざ新病院の説明をしに回ってくれて、来てくれてありがたいとか、中には1時間以上のお話を聞くこともあったとのこと。

今の病院の対応であったりとか、市民抜きで進めるのかとか、立場上署名ができないとか、いろいろな御意見を伺ったとのことなのですが、その結果、半数以上が見直すべきだという署名をされた。一方で、行政当局は市民説明や市民意見の反映について、アンケート、タウンミーティング、パブリックコメントを行い、市広報、しーたん放送で十分説明を尽くしたということで、今までは進められたわけです。

先ほど市長の答弁の中で、やはりそれが足りていなかったという御答弁をされましたけども、実際今後、これ署名をしなかった方々の多くは、行政からの説明がないので分からないという理由で、されなかった方が非常に多かったという話を私も聞いたんですけども、実際その部分に関して、やはりその広報が市長も、現実として足りてなかったんだという部分を受け止められている感だったんですけども、今後これどういうふうにして、この方たちに説明をして尽くして、この事業を進めようとされているのか、まずそこについてお尋ねさせてください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私はまさに冒頭申し上げたとおり、一定数の方々が生じたこと、こういうことについては、まさにじくじたる思いだということ、しかしということで申し上げたとおりであります。

一方で繰り返しになりますが、今後におきましても、さらに情報提供をしっかりと行う中で、市民の皆さんの理解を深めるように求めていきたいと、このように考えておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） いや、ですから、これ根本的に今までのやり方が間違っていたということが、間違っていたというか、結局伝わってなかったという現状を、今市民の方から示されたわけですよ。これを我々はどう受け止めるかというところだと思うんですね。

今までの広報のやり方が伝わってなかった。だからこれだけ、一部の方が反対してるだけだという思いだったのが、まさかここまでの声が上がっていることに対して、そのやり方の部分に対して、何か今後市長の中で方策を考えられてるのか、その辺りだけお聞かせください。

○市長（福元晶三君） 反問を。

○議長（浅田雅昭君） 反問を許可します。内容を述べてください。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 一部の方だけというような表現を私はしておりません。一定数の方々があるということ、そのことについてはじくじたる思いということで、一定数の反対とかそうじゃなしに、やっぱり理解が十分できなかったという思いということなんです。それについてはじくじたる思いなので、決して反対がどうか、これはお互いでありますので、いろいろな御意見があるのは当然ですので、それを否定するわけでありますので、そのような言い方はお許しいただきたいと思います。

一つ、先ほど説明の中で、実は私もどう理解しようかなと思ったんですが、冒頭耳が痛くなるということで、おっしゃったように思いますけども、実は12月5日に、私は初めて二つの簿冊をいただきました。それから要望書をいただき、その中で初めて市民の代表の方から、いろいろお話も聞かせていただいて、それ以後、それで初めて人数とかいろいろなことを。それをもって、神戸新聞さんがあのように発表されたと、こう思うんです。

これは事実だと思うんですが、先ほど呼出しを受けてということで、私は11月24日に津田議員からこの通告書をいただいたときに、具体的なことを存じ上げておっただろうと思うんですが、呼出しを受け行かれたということで理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 反問に答弁を求めます。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 呼出しといますか、私は、だからここにも通告にも書いてますけども、11月の半ば、通告前に、実際これだけの方の6,000名を超える方々の署名が集まってる、一議員としてどう思われてるんですかという話の中、内情を話し聞きました。実際だから、ですからこの通告の中では、6,000名を超え7,000名近くまでということで、当初の通過通告には書かせてもらってます。

ですが、具体的な話は聞いてません。ただ、これだけの方の署名が集まってる

ということで、この通告をさせていただいてるんです。それでよろしいでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

続いて福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほどアンケートか何か知りませんが、多分私どもにいただいたあの数値のことだと思うんですが、それも御存じで、それで先ほど二、何%かと、わずかとおっしゃったんですが、私はどのようにしてそのことを知っていらっしゃるのか、議員としてちょっと不思議なものですから、確認させていただきました。

詳細はもう既にこの11月24日でお聞きになっとなったと理解させていただいております。そのことを踏まえて答弁させていただいたらいいですか。

○議長（浅田雅昭君） 反問について答弁を求めます。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 当然私もそのときに、大まかな数値を聞かせていただきました。その上で、津田さんも一緒になって署名をしてくださいということを、私も署名活動について誘いを受けましたので、そういう話もありました。具体的にそういう話をお聞きしましたので、そのままです。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

答弁を求めます、福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変申し訳ありません、よく分かりました。11月24日で、その前段でお誘いを、呼出しを受けて、その当時の状況をお聞きして、あなたもサインしてくれてないですかというふうなお話だったと、このように理解させていただいて、分かりました。

私は津田議員さんも含めて、議会とはこの4年余り、市と議会の中で真摯にこれまで向き合う中で、それらの在りようをそれぞれ意見交換しながら、また市あるいは議会も特別委員会を設置していただいて、いろんな形でけんけんがくがくやってきたと、その中で、それぞれ議員さんは一人一人が考えをお持ちですから、その当然であります。その中で今日まできたと、このように考えておりまして、これは民主主義のルールでありますので、私は議員としての政治活動になるのか分かりませんが、そのように動かれたと私は理解をさせていただいて、その上に立ってであります。繰り返しになりますが、今回のこの署名の提出については、先ほど申し上げたとおりの思いであります。今後に向けても、さらに積極的にいろんな情報をどんどん開示しながら、あるいは情報を提供して、市民の皆さんとともに、

歩むべき姿を進んでいきたいと、このように思っておりますので、その点でよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 一番私が思ったのは、この未来をつなぐ新病院を考える市民の会の代表の方々が、まずそこにしっかり理解をしていただくことが一番早いんじゃないかなと思ったんですよ。ここまでの7,000名の署名を集めて来られた方々と、真摯に向き合って、この事業を進めるべきなんじゃないかなと、一番早いやり方なんじゃないかなと私は思ったんですけども、その辺り市長どうお考えですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まだ12月5日にいただいて、全部が熟読しておりませんので、おおよそな御答弁はできないところでありますが、七千数名の方のいろいろ状況を今全部見ておりませんが、この間よく見させて、ここの執務室で見させていただいております。

大変恐縮なんですけど、同じ名前も何回か見ることもありますし、もともとこの回っていただくときに、必ず個人が一人一人書いてほしいということを書いていただいて、ただ同じ字体で家族が書いていらっしゃるのも事実であります。それがいいや悪いや言ってませんよ。そういう方々もあります。

同時に正直申し上げまして、これまでそれぞれ7月から取り組んでいらっしゃるときにも、住民の皆さんからも直接私も電話をいただきました。お手紙もいただいております。なかなか難しいことで分からへんのやけども、1時間も玄関でいろいろ言われたらかなわんがいやと、書いたんやという人も現実お電話いただきました。

それから、税金が高うなったら困るので、書いたよという方もいらっしゃいました。それから、いろんな方々も当然であります。したがってそのことも踏まえながら、私たちはしっかりこの問題を捉えながら、もっともっと市民の皆さんに、この問題の在りようを含めて情報提供しながら、お知らせをする必要があるんじゃないかなということは、つぶさに感じたところであります。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 本当に市長のところにも、一部の方がそうやって御連絡されたというお話は今聞きました。それがどれだけの数なのか、私ちょっと分からないですけども、この今の数をこれ無視して、私はこの事業を進めるべきではないんじゃないかなという、やはりそこに対してはやっぱり行政は、我々議会議員もそうです。

やっぱりきちんとした説明をして、皆さんとともに理解を深めながら、よくこの総合計画もそうですけど、やっぱり市民参画ということをやられている中で、やはりそういった部分で、7,500名これが多いと見るのか、少ないと見るのか。私はもう非常に大きな数字じゃないかなと思ってます。

本当にこれだけの方が、今日の傍聴がまさに物語ってるんじゃないですか。今まで議会にこれだけ来られたことはあんまりないですよ。まさにこれだけ課題を感じられてるのは、私もちょっと今振り返ってびっくりしたんですけど、決して私が声かけたわけでもないです。これだけの関心持たれてる方が。

これでもすごいことだと思うんですよ。この町に対して課題を持たれてる方が増えてきたということ。やっぱりこれを逆手に取って、きちんと説明して向き合って進めていくのが、私は行政の市長の責務だとは思いますが、市長その辺りに対して考えをお聞かせください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも、これからも十分説明をせないかと。あるいは例えばであります、出前講座や自治会や団体の皆さん含めて、出前講座の中でしっかりと理解をしていただく努力はしていくということでもありますので、そのことについては、今後もそのスタンスで臨んでいきたいとこのように思います。

また本日お見えかも分かりませんが、先般代表の10人にお越しいただいたときにも、あるいは心臓系のこと、あるいは脳梗塞のことを含めて、あるいはまた救急の在りようのこと、その当時私が知り得ている情報も、その場でお話をさせていただきました。その方は質問された方は、そんな議論を実はしたいんだということもおっしゃっていただきました。

そういう意味では、実は先日の日曜日の日に行かれたかも分かりませんが、行っておらなかったかもしれませんが、地域医療のサポートする会が文化会館で、地域医療ということで佐竹院長先生にお話をさせていただいて、現状やら今後の在りようやということ、市民の皆さんがお越しいただいて、それぞれの感想もあろうかと思うんですが、現状や将来に向かってる姿も学んでいただきました。

可能であればそういう機会もつくりながら、私たちはこの地域医療を考えたときに、総合病院の役割ってこれから一体何だろうかと、それから若い人たちに議員がおっしゃるようにお金も大事であります、私たちは一体何を残すべきなのかと。これは私たちが選択する非常に重要な時期だと、このように思っています。

同時に、これまでも議員の皆さんにもお願い申し上げましたが、ただ単に対峙ば

っかりではなしに、場合によっては議員の皆さんも、疑問点があったら我々にも教えていただいたり、あるいは市民の皆さんにもそうじゃないよと、こういう勇気も持っていただいて、いろいろなところでそういう機運を高めていただいたら、私はありがたいと、このように考えておりますので、今後におきましても、自治会やいろんなところを含めて、出前講座等々は開催をしていくように努めていきたいと、このように考えています。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） このまず一つ目の質問のところで、私市長に1点だけ、これだけは理解していただきたいのが、要は今までの広報で、やっぱり足りてなかったというところが、今までのやり方とやっぱり変えていかないといけない。これは真摯に我々受け止めるべきだと思うんです。私もそうです。ですからそこは。この中でこれ署名された方がほとんどが、別に病院が要らないと言ってるわけじゃないんですよ。この先のまちづくりのことを考えたときに、市長がどこの世代の声を聞いていくか、ある程度そこをターゲット層を絞って、そういう発信の仕方もあると思うんです。

なかなかやっぱり、広報、行政の広報って非常に難しいところがあると思うんですね。やっぱりまちづくりを進める上で、どこにターゲットを取っていくのか。一定のその辺りの判断も必要になってくるのかなと、私自身も今この署名を見ながら、署名の数を見て真摯に、これ我々としても、議会としてもこれを受け止めないといけないなど。

ですから、今までの広報に関しては、やはり今まで従前どおりということをして市長は言われてましたけど、やはりやり方、我々もしっかり意見を出していきたいなと思いますので、一緒になってしっかり広報をやらせていただけたらなど。やれるような環境をつくっていききたいなと思いますので、今までのやり方を若干変えていくんだという思いだけ、確認させてください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は署名が、病院が嫌だとかノーだとかということは言いません。ちゃんと見ましたら、いろいろ心配事、不安事があるんだ、だからもうちょっと小さくていいんじゃないのということも含めて、在りようを提案されて署名というふうに、私は理解をしています。

ただ、私たちは今の状況をさらに縮小し、いろんなことをすると、現状から未来へ地域医療が守れないと、こういうスタンスの違いでありますので、その議論だと

思っております。駄目だとはおっしゃってないのも、私もよく理解をしております。

ですから、議員の皆様におかれましても、ぜひこれまで、特別委員会やあるいはこの議会でやり取りしたことも踏まえながら、おのおのの考えがあるのは当然であります。そういう皆さんの不安も解消していただくような努力を、私はお願いしたいと、こういうふうに思っておりますので、それは勘違いなさないようお願いしたいと思います。

しかし、これまで申し上げたとおり、やり方が100%かという、私は決してそう思っておりません。時代とともに、あるいは課題と、あるいは課題から目標に向かってのやり方もいろいろ違ってくるのも当然でありますので、いろんなことを工夫しながら、可能な限り理解を求めていく方法を探っていきたいと、これは当然のことでもありますので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） その点も含めて、次の2番目の質問に入らせてもらいたいと思います。

先ほど菅原副院長のほうからも、国、総務省のアドバイザーのトーマツ、あと県のほうも特段問題ないという回答、そこに関しては9年度以降の新病院の収支に関しては、今回入ってないから問題ないという話でしたけども、我々議会意見として、基本的には経営強化ガイドラインの策定には、県の責任の部分で、病院施設の新設、建て替え等が一度行われれば、その後の医療事業等の経営環境の変化や、病院機能の見直しに柔軟な対応をすることが困難になるケースも想定されることから、収支状況の点検に加え、地域医療提供体制の在り方の観点からもしっかりと、県と市が一体になって、県の責務のところを書かれているわけです。

今後人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域等の病院に当たっては、収支見直し等については慎重な検討が必要であることから、都道府県が特に積極的に助言することが期待されると書かれています。

ですから、今私今回素案が出たときに、菅原副委員長は問題ないという発言されましたけど、これ6月の一般質問で、ですから我々は新病院特別委員会を立ち上げて、今後やっぱり一定の国のアドバイザーであったり、県の助言、その判断を仰ごうということで意見を出させてもらいました。6月の一般質問で県への対応は市長が責任をもって行うので、任せてほしいと言われてましたので、私も県にも行きませんでした。

その中で経営強化プランの策定に当たり、総務省のアドバイザー、県の市町振興

課も一緒に動いてくださると聞いて、私は安心しておりました。その中で、11月の委員会でその素案が提出されたわけです。担当の常任委員会で今回の経営強化プランの策定については、新病院建設に係ることから慎重に進められていると考えておりました。策定に当たり、国や県の役割の部分でも明記されているので、この素案は、国や県もオーケーと言っているのですかと議員協議会で確認すると、問題ないとの回答でした。

しかし、一部の委員からはそうでないという発言もありました。会議録も確認しましたが、確かに菅原副院長は先ほど御答弁いただいたように、総務省のアドバイザーのトーマツ、県の市町振興課も問題がないと言っていると、言われたとの発言でしたけども、そこをもう一回確認させてください。これ6月以降これ何回アドバイザーの方と協議して、この素案の策定に至ったのか。まずその1点お尋ねします。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） このような時期ですので、直接対峙するという形だけではなくて、ウェブでのやり取りもあります。その意味では断続的に数回やらせていただいて、今月の下旬に総合病院に、またアドバイザーが市町振興課と一緒にお越しいただいて、最終の整理をする予定にしております。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） いや、私先日県の市町振興課に行ってきました。これ6月に総合病院でこの素案が出てきたんで、県がオーケーを出してくれたんですねと。私も安心しましたと、一定県のほうも、新病院に対してしっかり見てくれるんですねという話をすれば、6月に一度したきりで、その際にアドバイザーのトーマツからも、宍粟市のほうに宿題を投げてるんですけど、その回答がありませんということでした。

その回答がない状況で、この素案が走ってるんですね。よく分からないんですよ。そこについてちょっとお尋ねしたいんですけど、どういう状況なんでしょうか。1点お尋ね、そこについて御回答ください。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 今、津田議員がおっしゃられたことが、宿題というのは、どの時点のことをおっしゃっておられるか分かりませんが、11月に公立宍粟総合病院の運営協議会ということで、強化プランの御審議をいただく協議会を設置しております。そこへ出す議案といいますか、計画案として事前にトーマツさんに属しているアドバイザーの方、県の市町振興課、それから県の龍野健康

福祉事務所の所長さん、そういった主要な方々のお目通しをいただいた上で、出させていただけてますので、そういう意味で宿題が残ってるのに云々というのは、何を指されてるのかよく分かりませんが。

さっき申し上げましたように、もしかすると、この12月の下旬にアドバイザーの人と実際総合病院にお越しになって、最終県の市町振興課も同席の上、最終整理をすると申し上げました。その前段階で、先ほど申し上げましたように、方向性は問題ないんですけど、書きぶり、若干のテクニク論のところ、アドバイザーからの修正あるいは検討をしてみたらどうですかという、もうかなり細かい各論で何点かいただいている部分ありますので、そのことを指していらっしゃるのであれば、まだアドバイザーにはお返しせずに、この下旬にお会いしたときにお返ししますので、それであればそういうことではありますが、それ以外の宿題というのは、私のほうでは何を指されてるのかがよくちょっと理解できません。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 分かりました。また私も再度確認させていただきます。ちょっと私も先般確認に行ったら、そういう話だったんで、実際まだ1回しか協議してないんですけど、6月にという話だったんで、いや、1回しか協議されずにこの素案が策定されてるのかなと思ったんですけども。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） さっき申し上げましたように、このような時節柄でしたので、実際に総合病院にお越しいただいて、対座して議論したのはそのとおりなんですけど、何回もウェブ、メール等々で細かい点は市町振興課、アドバイザーの方とも複数回にわたってやり取りをしておりますので、そういう意味では十分な議論ができていると思っております。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 分かりました。これどちらが。対座は1回ということでウェブで何度もやられたということでよろしいですか。

私がちょっとこの間確認したところでは、そういう話ではなかったんで、またこれちょっと私も再度確認に行かないといけないとは思ってます。要は向こうとしては、我々としては最終的にやっぱり県がしっかり、本来この後も市長にも通告させてもらってましたけど、本来はこれ地域課題って、医療や教育というのは国がしっかり支えていくべきものじゃないのかなと、私は思ってるんですよ。一自治体でというのがすごいやっぱりそこに対して、人口減少が進むこの地域が、なぜここを単

独でという思いもありますので、本来であればそういうシミュレーションも含めて、きちんと示して、今後、県のほうで言われたのが、はっきり言われました。多分国としてのアドバイスとして出すとすれば、最終的には今例えば一般財源から3億円ぐらいの負担が出てるのが、最終的にはアドバイスできるなら、例えば今後5億円なるとか、6億円になるかとか、そういう可能性はありますよというぐらいの助言でしか、最後はできないかもしれないですという話もされたんですけども、ちょっと私の認識とは違ってましたので、私もまた再度これは確認させていただきます。

議員として当然我々としては、これなぜこういうことをやっているかというのと、やっぱり県にも責任を持ってもらいたいんですよ。本来、こういう事業を兵庫県の中の宍粟市ですよ。一緒になってやろうという姿勢をしっかりと持ってもらわないといけないなという思いがあって、私も行かせてもらってます。

この特に医療に関しては、やはりその辺り県がしっかり担保してくれるんだよって言うてくれるのであれば、我々市民安心できるんですよ。先ほど市長の答弁中で、今から交付税の交渉なんかもという話でしたけども、ある程度その辺りの担保も取って私は進めてもらいたいなど。できたけども、結局それも出ませんでしたという話になれば、その辺りの担保があるんだったらとは思いますが、その辺りは市長どうなんでしょうか。

○市長（福元晶三君） 反問を。

○議長（浅田雅昭君） 反問を許可します。内容を述べてください。

福元市長

○市長（福元晶三君） 前にも、直接議員の政治活動として行かれたのか、個人として行かれたのか分かりませんが、県の当局、どこへ行かれたのか。恐らく想像からすると、市町振興だなどというふうに思うんですが、そういうところに行かれること自体は、いかがですかという御質問もさせていただきました。反問の中で。

だから、反問。

○1番（津田晃伸君） （聴取不能）

○議長（浅田雅昭君） 静かにしてください。県に行かれたことに対しての内容確認です。

○市長（福元晶三君） いつ、どこで、誰と会われたのかだけ教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 反問に対する答弁を求めます。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 市町振興課にお伺いしました。課長なり、担当の実際この病

院の事務事業に関わられている担当者の方とお話をさせていただいて、事実確認のみさせていただきました。

実際にどういうふうにしてこれを進めているのか。これは我々別に市長に行ったら駄目だという。今まで市長が行くということだったんで、私は何もずっとお任せしてたんです。でも、県がこれゴーを出したというのであれば、大丈夫なんだという話をしたら、全然そういう話じゃなかったんで、逆にちょっと驚いて帰って来たんですけども。

以上です。反問に対しての。

○議長（浅田雅昭君） 反問に対する答弁はそれでよろしいですか。

続いて一般質問を続けます。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 別に私自身は行ったことを隠すことでもないですし、すぐに分かることですし、別に当然私が来ましたということもお伝えくださいということ、申し添えて帰ってきました。

ですから、何かこれ私が行くことがまずいことでもあるのかなど、逆に思ったんですけど何かありますでしょうか。逆にちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（浅田雅昭君） 一般質問ですね。

福元市長

○市長（福元晶三君） 私はこの宍粟市の行政の中で、今回の強化プランも恐らく担当委員会でもいろいろ御議論なされておると思うんです。その中でいろいろ聞いていただいて、議論を深めていただくのが、私は本筋だと思っております。

しかし、分からない場合に上級官庁へ行かれたと、こういうことでありますので。それはそれとしても、私としては市の行政としても、県行政としても、これまでいろんな形でこの問題についても、いろんなやり取りをしております。それは全部が全部県の方がおっしゃったかどうか分かりませんが、私も全て申し上げたかどうか分かりませんが、今協議中のこともありますし、答えが出てない部分もあります。

答えを見つけるために、それぞれの市や県がどのような努力をするか。これもあるわけでありまして。そこらが、多分まだまだ見えにくいという状況でありまして、それがあたかもというのが、私はいかがかなど、こう申し上げたところでありまして。

ただ、国あるいは県、いろんなところで双方で決して何もしてないわけでありませぬので、そういったことを先ほど申し上げた交付税の問題も含め、あるいは単価の問題も含め議論をしておると、答えは出てないというところでありまして、そ

のように理解していただいたらと思います。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） いや、それが我々世代が、要は市長、実際ここの病院を建てて進めることによって、どれぐらいの負荷が出るかということが、市民には見えませんよ。市長今交渉中だと言われてますけども、だから私も不安なんです。当然、それをある程度こういう交渉ができたから、これ進めましょうというのを見せて、きちんと説明して、この事業を進めるべきじゃないですかということは、私はそれをお伝えさせていただいているんですよ。

その中で、それも市民に対してきちんと説明もせずに、粛々とこの事業だけが進んでいっているというところに、私自身は不安感を感じているんです。その辺りの広報の仕方について、もう一度きちんとやるべきじゃないですかということを、再三伝えさせていただいているんですけども、御答弁お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長

○市長（福元晶三君） 財源的なこれからシミュレーションを含めてですが、これは一定現段階で考えることについては、公表しておると、このように思います。

それから、国の制度の内容、あるいは交付税の算定の問題、市の財源の問題も、一定の事業費の中でお示しをしておると、こういうことであります。

その上に立って、交付税の在り方がどうの、あるいは建築単価がどうの、このことについてはさらにかき上げをしてほしいということは交渉をしておると、こういう状況でありますので、それが何ぼやというところの具体にどこへ行くところについては、今公表しておるという状況ではないと、このようでありますので、私は現段階の制度そのものは、もう十分御存じだと、あるいはまだ十分啓発できないところは、現段階の建設の在りようの、あるいは財政的な状況はお示しできておるのではないかなと、このように思っております。

それは、さらにまた理解を求める上で啓発の在りようを考えると、こういうことでもありますので、それも含めてこれは考えていかなあかんと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） いやですから、きちんと一度それをそれらを説明して、この事業を進めていただきたいなど、一旦そういったことも説明が足りてないんで、一旦立ち止まることも必要なんじゃないかなと、私自身は思うんですけども、それでもこのまま事業を進めていこうというお考えなんではなかね。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長

○市長（福元晶三君） もう少し答弁するとしたら、どの部分が足りないから、この部分をしっかりこうせいというのがありましたら教えていただく中で、議論をして、じゃあこの部分をこうしましょうと。これはここまでですよと、今我々が持っている情報ここまでですよと、こういうことはできると思いますので、もし具体があったら教えていただくように、質問していただいたらありがたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） ですから、先ほど市長が国や県と交渉されている。例えば交付税の措置であったり、例えば、これこのままいけば、多分人口が減っていく中で、支えていく人口も減っていきます。その中で例えばその財政負担の部分であったりとか、そのときに誰か支えてくれる人が、これを我々市民だけで支えるのか。例えば国がこういう交付税措置で、この辺を助けてくれるんで大丈夫ですよと。

我々の責任ってそうだと思うんですよ。次世代に対して大丈夫ですよということ、きちんと伝えてあげて、この行政を進めていくことだと思うんですよ。それが言い切れるのかどうなのか。その交渉は市長が私がきちんとやりますと言っただけで、そこの責任ってなかなか取れないじゃないですか。変われば終わりですからね。

そういう部分で、そういう担保が何かあるんですかということ、私はお尋ねしてるんですよ。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長

○市長（福元晶三君） 初めて具体的におっしゃる意味は分かりましたけども、私は現段階でシミュレーションも含めてであります、現段階で確実に10年は財政状況の中で見込みをしながら、あるいは交付税、これは国の交付税、地方交付税であります、病院建築に対する交付税の算入と、それから今度の市に対する地方交付税とは、また別の次元で考えていかななくてはならないと、このように考えております。

同時に、建築単価は建築単価として、今平米当たりの単価があるわけですが、物価高の中で、どうしてもこれはやっぱり上げてほしいと、そのことによって交付税算入も当然変わってくるわけありますので、そういうことを申し上げております。

ただ、やっぱり10年間、あるいは20年、30年まで責任が持てるかということ、これはなかなか厳しい状況であります、そうならないようにこれまで申し上げたとおり、その時々々の任に当たるものがしっかり将来見通しを立て、財政基盤も見ながら、

財政の安定化や硬直化も避けながら、財政運営をしていって、それで守るべきところは何なのか。地域医療であったり、子育てだったり、教育環境だったり、そういう投資をしながら、私は歩むべきだろうと思っています。

したがって、私が今言えるのは、確実に大丈夫と100%は言えませんが、10年見通した中では、何とか私は大丈夫だろうと。だから今踏ん張って、将来の若い人たちにしっかりこの問題資料を残していきたいと、このようにこれまでも何回も申し上げたところであります。

それは、私たちはその行財政も含めてプロでありますので、責任を持って。ただ20年30年までと言われますと、なかなかこれは正直どなたがやっても言えないんじゃないかなと思うんですが、そうならないように、我々は常に行政は継続でありますので、しっかりつないでいく必要があると、このように理解しております。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 市長は行財政のプロかもしれないし、私も経営のプロだと自分で考えながらお話を聞かせてもらってます。ですから、やはり自分も経営者として考えたときに、普通今のやり方ちょっとおかしいなというのも、正直疑問点があるんですよ。

そもそもこの宍粟市の今進める、とりあえず今の病院建て替えますよ。今のこの宍粟市の人たちが望んでいる医療を、きちんと提供できる病院になってるんですかと、そこだと思ってるんですよ。今の次の次世代の子たちがきちんと望んでいる、その声を聞いて進める事業ですかと、そこについてはちょっとお尋ねしたいんですけども、市長は今認識の中で、これは次世代の人たちがきちんとこの町に望んでいる病院なんだと、そういうその声を聞いてこれは進めてるんだということは、それで進められているという認識なんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長

○市長（福元晶三君） 聞いてるということについては、これまでもいろんなチャンネルでお話を聞きました。何とか地域医療を守ってほしい、今の体制を堅持してほしい。さらに可能であれば、高度な医療を提供してほしい、これはあります。

しかし繰り返し申し上げますが、兵庫県全体が医療圏域を定め、西播磨の中で、それぞれ役割分担をしながら、それぞれの医療機関、病院がましてや公立病院がどういう役割をするか分担する中で、それぞれ西播磨の全体の医療を守っていこうという動きであります。

これは国も県も、それぞれ支援しながら、もちろん市もそこに参画しながらであ

ります。全てが、市民の皆さんがおっしゃる全てができるかという、これはそうではないので、そのことは十分に御存じだと思いますので、何もかもできるはずがないと私は思っています。しかし、可能な限りベストな医療が提供できるような、何とか総合病院としての役割は次代に残していきたいと、この思いは変わらないところであります。

そのように私は常々思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） この署名が物語ってるなと思うんです。本当にやっぱり自分たちの声が届いてないんじゃないかという思いが、多くあるんじゃないかと。これもう一回、本当にそこを向き合っていたきたいなという思いがありますので、ぜひ、その上で進めていただきたいという思いだけを申し上げておきます。

あと菅原副委員長、もう一点ちょっと、もう一回最後に確認させてください。

これ9年度以降のシミュレーションに関しても、国や県、アドバイザー、国の総務省のアドバイザーのトーマツさんですね。9年度以降の収支シミュレーションに関しても、市町振興課もおおむね妥当だという判断を下されたということによろしいですか。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほど来申し上げますように、一応経営強化プランというのは、5年度から9年度まで。ただし、新病院整備事業の関係が宍粟市の場合はございますので、今こういう事業収支というのが議論の一つの焦点になっているというのも、彼らは情報として知っております。そういったことも参酌しながら、強化プランの参考資料として添付しとったらどうですかということで、意見をいただいて添付することにしてます。添付するからにはその内容については、当然両者とも目を通しております。

常任委員会でもちょっと申し上げたんですけど、もしかしたら議事録等で御覧いただいているかも分かりませんが、経営強化プランの計画期間はもとより、いわゆる新病院開設後以降の10年間の部分につきましても、いろいろな計算手法というのが収支を見るのに手法論としてはありますけども、今回宍粟市が取っている手法につきましても、収益と費用の算定上のバランスが、どちらか一方を有利にして見ているかのような算定をしているわけでもなく、そのような意味でバランスの取れた計算手法であると。一つの考え方として妥当であり、特段の問題はないという御意見をいただいていると。

冒頭に申し上げましたように、細かいところでアドバイザーさんから一部検証を求められているところが残ってますので、先ほど申し上げましたように、12月の下旬に最終お会いする締めめの段階で整理して、一応我々3者の間では決着と、こういう方向に持っていくと、こういうこととございます。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 分かりました。私もそれであれば、私もきちんと我々議員は当然二元代表ですから、当局側のお話を聞いて、はい分かりましたと言ってたら、当然我々は自分でしっかり足を運んで調査して行って、その上できちんとした判断しないといけないので、その辺りをきちんと私も確認に行かせていただきたいと思います。言われてることはよく理解しました。

市長最後になるんですけども、私は先般から本当にずっとこれ今まで常々、やっぱり今日午前中に同僚議員も言われてました。やはり教育と医療に関しては、やっぱり国がしっかり担っていくべきなんじゃないかなと、やっぱりそこに対して財政支援であったりとか、私本当に思うんですよ、前の一般質問でもさせてもらったんですけど、当然今の病院に対しての交付税措置なんかも当然ありますよ。

ただ我々、別に消費税なんか軽減されてるわけでもなく、同じように税金を払って生活してて、何でこんなに医療格差を受けないといけないんだろうと、私はそこに対してすごい疑問を感じてるんですよ。これ多分宍粟市だけじゃなくて、北部の中山間地の人みんなそうだと思うんですよ。

県は、例えば救急搬送できるマップなんかつくりながら、いや宍粟市真っ黒やん、これ全然運べへんやんという状況になっている中で、この声を私は届けていくのが、首長の仕事なんじゃないかなと。私もこれ市長にわーわー言うだけじゃなくて、私一個考えたのが、姫路市に医療センターがあるじゃないですか、姫路医療センター、あれを本気で西播磨で誘致するぐらいの考えを持って、あそこも多分10年ぐらいで多分建て替えとかの話になると思うんですよ。景観条例にも引っかかりますしね。それぐらい、それを西播磨にみんなで持ってこようとかいうぐらいのビジョンを描いて、医療構想をもう一回考えるぐらいの、そしたら誰も腹が痛まないじゃないですか。国にかじを取らせれば。

そういうビジョンを考えるのも、私は市長の仕事じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。一度提案だけさせていただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 前段の、特に国のいろんな支援を含めて、私も各種分野で積

極的にいろんな形で働きかけております。当然、宍粟市だけではどうもならないので、市長会や町村会も含めて仲間を呼びかけて、この中山間地、あるいは兵庫県の在りようを含めて、これはどんどん呼びかけております。当然国のやるべきこと、それから地方自治体が担うこと、あるいは共同でやることをそれぞれしながら、我々も要望していくところであります。

御承知のとおり、国も地方分権といいながら、なかなか財源が下りてこないのが現実であります。これは決して地方自治体や、あるいは私たち一人一人の問題だけではないわけであります。国民全体としてこの問題、国政の在り方もこれからは考えていかななくてはならないと。ましてや少子高齢化の中で、どんどんお金を刷って発行できるか、デフレ脱却といいながら、いつまでたってもなかなかこの30年賃上げもできない状況の中で、こういうこともあるわけでありますので、これはまた違う政治の分野で、我々は一国民としても訴えていかななくてはならないと、このように考えております。

さておっしゃった、多分国立医療センターのことでありますが、私はどこまでそんなことができるかは分かりませんが、かつて申し上げたとおり、国が医療圏域というものを定め、それを受けて兵庫県がどうやっていくか。あるいは県の中でも西播磨の現状をどうやっていくか。

それはとにもかくにも、やっぱり医療に携わっていただく、簡単にいいますと、先生の数が中山間地は非常に少ないと。10万人当たりからすると、特にこの西播磨エリアは特別少ないやないかと。但馬も少ないやないかと。その動きが10年前から始まって行って、県は一定県の養成医の制度と、それはちょっと前からありますが、養成医でしていきましようという制度と、もう一つは循環器病棟と、それから製鉄記念病院の在りようについて、どうしていくかということの議論が出てきました。ちょうど私がこの立場をいただいた当時のことであります。

その中でやっぱり、この中間的な西播磨全体を見たときに、姫路にある意味の県立病院をしっかりと建てて、超高度医療を提供していこうと。そのためにはこの播磨をどう捉えるか。高度医療と同時に、お医者さんが少ないやつもそこでカバーしていこうと、中核的な病院、中核病院は宍粟総合病院、それから神崎病院であります。赤穂は準拠点病院であります。そこらカバーしようという動きになったところであります。本来であれば、その県立病院がこちらにあったらいいのは、よう分かつとんですが、そういう動きもあったのも事実であります。

したがって、これからどうなるか分かりませんが、国立医療センター、独立行政

法人であります。当然経営やいろんなことが考えられるわけではありますが、今後ひょっとしておっしゃったような動きもあるかも分かりません。ただ今私の情報では、国立医療センターが建て替えとか移動するようなことは、今のところ持ち合わせておりませんので、今後情報もしっかりキャッチしながら、そんな動きがあったとしたら、私は動くべきだろうとは思っています。どうなるかは別として、そのように理解しております。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 本当にやっぱりそれぐらい視野を。これ多分西播磨、別に宍粟市だけじゃないと思うんですよ。赤穂市さんも先般市長とも話しましたが、やっぱりかなり困られてますよね。ほかの市町村もそうですけど、やっぱりそういう医療の部分ってやっぱり、ここ皆さんで手を組んで、やっぱりしっかりと声を上げていくべきだと思うんです。神河町なんかもそうだと思うんですよ。本当に小さな町で病院を維持するという部分で、やっぱりその部分を含めると、やっぱりそこはやっぱり首長の市長に、ぜひ動いていていただきたいなど。

何とかこれ自己完結で、これ非常にリスクしか私はないと思ってるんですね。10年後20年後、10年後以降のことはなかなか見えないというお話でしたけども、やっぱりそこで、この地域の次世代を担う子たちが、どういったこの町をどんな町を、どんな医療があれば、我々が安心して特に子育て世代の子たちの世代が、どういった医療があれば、この地域に住めるのかというところのヒアリング、もう一度そのの辺りから進めて考えて、そこに見合った医療で、そこを補うためのデジタル化だと思うんですよ。

そういったことも含めて、もう一度見直すべきときが私は来てるんじゃないかなと、この署名が物語ってるんだと思うんですけども、一旦その辺りも含めて市長最後に御答弁いただきたいんですけども、これを争点に選挙でもやってみませんか、私はそれぐらいの覚悟を持って、もう一度やるべきだと思うんですよ。市民の皆さんに。そういう思いはないですか。最後お聞かせを。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭10年先が見えないというのは、私は財政のシミュレーション的なことは、やっぱりどうしても10年先ぐらいが、私としてはこれまでの経験上からの限界かなと。20年先、30年先を財政投資を見て、収支のバランスを見て、否定するというのはなかなか現状からいったら、ある意味どなたがやられるか分かりませんが、非常に厳しい状況ではないかなと。ただ10年間については今のところ

見通しは、私はやっぱり現状としてはできるのではないかなと、こういうお話であります。

ただ、町の将来は決して10年じゃなしに、20年、30年先どうあるべきなのかというところで、先人もこれまでやってこられました。当然でありますので、20年、30年先を見込んでどんな町がいいのか、どのような町にしたいのか。どうやって持続をさせながら、次代に我々がつないでいくか。これは当然大事な要素でありますので、まちづくり全体ではその構想を持ってしっかり考えていく必要があるだろうと、このように思っています。

そういう意味からしても、これまでの繰り返しになりますが、地域医療を守りながら、あるいは周産期や小児科もしっかり守りながら、教育や子育て環境、あるいは継続的な支援、さらにはまた若い人たちの定着も含めて、果敢に挑戦しなくてはならないと、それは喫緊の課題と長期と中長期に分けてしっかりプランを定めていく、こういうことが大事だと常々思っています。

そういう意味では、例えばであります、今回の見直しを一旦立ち止まりとか、あるいはひょっとして見直せということではありますが、私はこれまでの在りようを踏まえながら、ただ時代とともにいろんなことではあります、いろんな御意見も反映しながら、あるべき姿に向かって進めていくべきだろうと、このように思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

それから最後におっしゃったことは、私はこれからのことですからどうなるかわかりませんが、可能でしたら、私はこの特に病院を守るというのは、まさに市民の命と暮らしを守るということなんですね。非常に重要なことなんです。時として、規模も含めて政治課題になりますが、私は可能であれば政治的な課題になさらず、やっぱり皆さんとともに、あるべき姿を追って病院とは一体何やと、ここでもって地域医療をどうやって守るんだと、こういうことの議論でコンセンサスを可能な限り取らないと、私はなかなか厳しいのではないかなと、このようには思っております。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 市長が全体像は御答弁なされましたけれども、津田議員が今後どういう医療がこの地域に求められているのかということ、きちんと把握して整備していくべきだという、こういう御指摘をいただきました。

御承知のとおり、地域医療構想というものを各都道府県で決めております。兵庫

県の場合も各ブロックの医療圏ごとに、さらにブレイクダウンをして議論を深めていると。その中には多くの医療関係者が寄って、そしていろんな各種医療情報、人口動態、そんなものを全部見て、この西播磨圏域における、あるいは宍粟市における今後の医療ニーズがどうなっていくのかというのを一定推測しています。

整形疾患とか、あるいは心不全疾患等々が増えるとか、そういうような特徴的なものも見えています。そういったものも踏まえながら、財政的な面は県の市町振興課のアドバイスをいただいておりますが、そういう医療の一丁目一番地の部分については、地域医療構想調整会議ということで、西播磨全体の医療関係者、学識経験者、行政関係者が全員が一堂に会して、ディスカッションして整理していて、今日に至っているというプロセスを得ておりますので、もちろん当然将来予測というのは、常に必ずしも100%当たるものではありませんけども、当たらずとも遠からずといえますか、決してエビデンスのない推計をしているわけではありません。

多くの医療関係者がみんな一度に寄ってディスカッションしてるわけですから、非常に専門性の高い分野なので、なかなか一般の方には理解できない部分もあるかも分かりませんが、そういった意味で一人よがりではなくて、全体の利害関係者の方を含めて、役割分担も含めて、それぞれがどういう将来に向かって医療を担っていくのかという結果の産物が、おおむね現在の姿だというふうに理解をしておりますので、そういうふうに受け止めていただければなと思います。

○議長（浅田雅昭君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） もう時間がないので、もう最後にさせてもらいますけども、先ほど一般の方になかなか理解がしにくいという話でしたけども、一般の方にきちんと伝わって理解してもらって、進めていくような事業じゃないと、だからこういう事業が起こっていると、こういう署名活動が起こってるんだということをもう一度、そこへきちんとかみ砕いて伝えていくのが、行政の仕事でしょうという。私はそれを申し上げて、市長そこをもう一度、この市民の方々にきちんと伝えて、もう一度理解を得て進めていただきたい。

市長が、もしその政治的判断をしないのであれば、私なりにも覚悟を持って進めさせていただきたいと思います。最後、御答弁をお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさに専門的なことについては、私も何回も言って非常に厳しい状況が全部が理解できるかということ、そうではないということで、副院長が答弁したと思うんですが、まさに先般聞いていらっしゃる方もいらっしゃったと思い

ますが、病院の佐竹院長がいろいろ講演していただいたこと、そのものがまさに非常に分かりやすく丁寧に説明していただいたと思っております。

今後その資料なんかも活用しながら、可能な限り分かりやすく丁寧に説明をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

これで1番、津田晃伸議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日12月13日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時17分 散会）